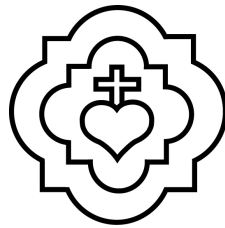


令和3年度  
(2021年度)

# 学生便覧



大阪信愛学院短期大学

# 目 次

・建学の精神・学院標語・学院章・信愛教育の5つの柱・本学の目的	2
・ディプロマポリシー等	3
・学院歌	4
・大学の沿革	5
・学年暦	6
・大阪信愛学院短期大学学則	7
・履修について	
1. 学科目	17
2. 卒業に必要な単位	17
3. 単位計算基準について	17
4. 履修登録単位数の上限について	17
5. 教員免許状・資格取得について	17
6. 履修科目表	
子ども教育学科	18
子ども教育学科カリキュラムマップ	27
看護学科	28
看護学科カリキュラムマップ	33
7. 履修登録	34
8. 授 業	34
9. 学習の評価及び修了認定	37
10. 再履修	39
11. 既修得単位等の認定に関する規程	40
12. 掲示及び提出物	40
13. 休学・復学・退学・除籍	41
14. 気象警報・交通機関不通等に伴う臨時休業措置	41
大阪信愛学院短期大学 GPA に関する規定	43
大阪信愛学院短期大学科目等履修生に関する規程	44
大阪信愛学院短期大学看護学科研修生に関する規程	45
・学生生活について	
1. 学生生活の諸規定	49
2. 学生の日常生活	52
3. 学生の活動	54
4. 表 彰	58
5. 福利厚生	58
6. 健康管理	61
7. 諸手続一覧	63
8. 図書館利用について	65
9. 情報メディア教室・ネットコーナー等の利用について	67
10. ソーシャルメディア利用にあたってのガイドライン	69
・カトリック教育	
1. 祈り	75
2. 宗教行事	76
3. 聖堂	77
・短期大学配置図	
1. 大阪信愛学院配置図	81
2. 城東学舎	82
3. 図書館案内図	84
4. 鶴見学舎	85

## 建学の精神

カトリック精神に基づき、キリストに信頼し、愛の実践を生きることを建学の精神とする。

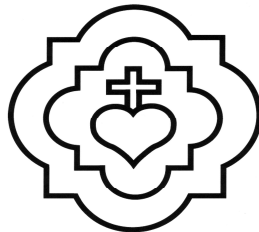
## 学院標語

“Cor Unum et anima una”

「一つの心、一つの魂」

— 使徒行録 4 ; 32 —

## 学院章



学院章はギリシャ十字架形を基にしたもので、この外形の十字架は信仰を、中央の十字架のついたハートはキリストの愛を表す。

この信と愛とは学院名を表すと共に、神と人に対する本学の建学の精神の象徴である。

## 信愛教育 5 つの柱

1. キリストの教えに根ざした教育
2. 一人ひとりを大切にする教育
3. 能力の開発を目指す教育
4. 自己形成を促す教育
5. 社会貢献への態度を形成する教育

## 本学の目的

### ■ 大阪信愛学院短期大学の目的(学則)

本学は、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)及び学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)の下に、カトリック精神に基づき、キリストに信頼し、愛の実践を生きることを建学の精神とし、建学の精神に従って豊かな心を養うと共に物事を正しく判断して行動し、すすんで社会に貢献できる有為な女性を育成することを目的とする。

### 学科の目的

#### ○子ども教育学科

建学の精神に則り、現代社会の要請に応じた知識と実践力を身につけた、心豊かな保育者・教育者の養成を目的とする。

## ○看護学科

建学の精神に則り、幅広い教養と豊かな人間性を備え、患者の視点に立った質の高い看護が提供できる看護師の育成を目的とする。

## ■ 大阪信愛学院短期大学ディプロマポリシー

本学の目的および各学科の教育目的に沿って設定した授業科目の履修において、基準となる単位数を修得することを学位「短期大学士」授与の要件とする。授与された学位は、建学の精神に基づき、豊かな心並びに各学科における専門性を備え、物事を正しく判断して行動し、すすんで社会に貢献できる有為な女性として養成されたものであることを証明するものである。

### ● 子ども教育学科ディプロマポリシー

子ども教育学科の教育目的に沿って設定した授業科目の履修において、入学後2年以上在学し、卒業に必要な所定の単位を修得した者について、保育者・教育者として必要な専門的知識と実践力を身につけ、かつ建学の精神に基づく心豊かな人間性を備え、現代社会の要請に応じた保育や教育を行うことのできる能力を有するものと認め、卒業を認定し、学位「短期大学士（初等教育）」を授与する。

### ● 看護学科ディプロマポリシー

看護学科の教育目的に沿って設定した授業科目の履修において、入学後3年以上在学し、卒業に必要な所定の単位を修得した者について、看護師として必要な専門的知識と技術、実践力を身につけ、かつ建学の精神に基づく幅広い教養と豊かな人間性を備え、患者の視点に立った質の高い看護が提供できる能力を有するものと認め、卒業を認定し、学位「短期大学士（看護）」を授与する。

### ● 子ども教育学科カリキュラムポリシー

本学の子ども教育学科の目的に従って、下記に挙げる教育を行うために必要な科目を設定する。

- (1) キリスト教的精神に基づく豊かな人間性と幅広い教養を身につける教育
- (2) 児童期・乳幼児期における教育・保育の重要性を理解する教育
- (3) 児童期・乳幼児期の発育・発達についての理解を深める教育
- (4) 教育・保育現場で必要とされる知識技能・実践力を身につける教育
- (5) コミュニケーション能力を身につける教育
- (6) 教育・保育を通して福祉・地域社会に貢献できる女性を育成する教育

### ● 看護学科カリキュラムポリシー

保健師助産師看護師学校養成所指定規則第四条三項に定める教育内容を満たし、かつ、本学の看護学科の目的に従って、下記に挙げる教育を行うために必要な科目を設定する。

- (1) キリスト教的精神に基づく豊かな人間性と幅広い教養を身につける教育
- (2) 人間理解とこころのケアを行う教育
- (3) 看護の専門を学ぶ上での基礎的な力を身につける教育
- (4) 看護の専門的知識と技術の習得と実践力を養う教育
- (5) 福祉や地域社会など幅広い分野で活躍できる力を養う教育
- (6) 自己学習能力を身につける教育

### ● 子ども教育学科アドミッションポリシー

- ・ 乳幼児の保育、児童の教育に強い関心があり、情熱を持っている人

- ・ 保育者・教育者をめざしている、明朗で快活な人
- ・ 学習意欲と将来への展望を持っている人
- ・ 保育者・教育者になるために必要な基礎学力を有する人

● 看護学科アドミッションポリシー

- ・ 将来、看護師として、医療や地域社会の福祉に貢献することを目指す人
- ・ 意欲的に学習し、努力を惜しまない人
- ・ 明るくほがらかで、人と積極的に関わることのできる人
- ・ 看護師になるために必要な基礎学力を有する人

## 学 院 歌

作詞：小林 恒市  
 (詞補作 角田チエコ)  
 作曲：市川都志春



一、  
 かぐわしき神のみ恵み  
 いや深く  
 生駒高嶺を  
 目も遙に  
 栄ゆる信愛  
 栄ゆる信愛  
 歴史は常世

二、  
 咲く花の優しき姉妹  
 朝夕な  
 おもいたけびて  
 学徳を  
 ともにあらわし  
 ともにあらわし  
 献げまつらん

# 大学の沿革

- 1877(明治 10)年 大阪信愛女学校教育事業創設者シスター・マリー・ジュスティヌ、  
大阪信愛高等女学校創立者シスター・マリー・ベルナルディヌ、フランスより来日
- 1879(明治 12)年 孤児養育事業創設 於大阪、西区本田 3 番地
- 1884(明治 17)年 教育事業創設、信愛女学校 於現西区川口町
- 1888(明治 21)年 信愛幼稚園創立 於川口町
- 1890(明治 23)年 信愛小学校創立 於川口町
- 1908(明治 41)年 大阪信愛高等女学校創立 本科・技芸専修科設置 於川口町  
大阪信愛小学校、同幼稚園廃止
- 1919(大正 8)年 校旗（現学院旗）制定
- 1932(昭和 7)年 川口町より現在地に校舎移転
- 1941(昭和 16)年 大阪信愛女学校、財団法人組織となる
- 1944(昭和 19)年 大阪信愛幼稚園開園
- 1947(昭和 22)年 学制改革により財団法人大阪信愛学園中学校開校
- 1948(昭和 23)年 学制改革により財団法人大阪信愛学園高等学校開校
- 1951(昭和 26)年 学校法人大阪信愛女学院と組織変更
- 1952(昭和 27)年 大阪信愛女学院小学校開校
- 1956(昭和 31)年 大阪信愛女学院幼稚園教員養成所開所
- 1959(昭和 34)年 大阪信愛女子短期大学開学、保育科設置
- 1961(昭和 36)年 大阪信愛女子短期大学を大阪信愛女学院短期大学と改称、家政科開設
- 1967(昭和 42)年 全国信愛姉妹校教育方針統一
- 1968(昭和 43)年 短期大学開学 10 周年
- 1970(昭和 45)年 短期大学保育科を初等教育学科に改組、家政科を家政学科と改称
- 1974(昭和 49)年 教育事業創設 90 周年
- 1982(昭和 57)年 大阪信愛女学院短期大学図書館落成
- 1984(昭和 59)年 教育事業創設 100 周年
- 1988(昭和 63)年 短期大学家政学科を生活文化学科に改称
- 2001(平成 13)年 短期大学生活文化学科を人間環境学科に改称  
短期大学鶴見学舎落成  
城東学舎に児童教育研究所開設  
鶴見学舎に環境総合研究所開設
- 2003(平成 15)年 短期大学城東学舎改築
- 2004(平成 16)年 聖堂落成
- 2009(平成 21)年 短期大学看護学科開設  
教育事業創設 125 周年  
短期大学開学 50 周年
- 2012(平成 24)年 初等教育学科を子ども教育学科に改称  
信愛フェスティバル 128～手をつないで地域とともに～（城東区に転入 80 周年）
- 2014(平成 26)年 教育事業創設 130 周年
- 2018(平成 30)年 大阪信愛女学院短期大学を大阪信愛学院短期大学に改称
- 2019(平成 31)年 短期大学開学 60 周年

# 学 年 暦

4月	入学式 前期授業開始 1回生オリエンテーションガイダンス 健康診断 学院創立記念日 1回生フレッシュマンキャンプ 看護学科戴帽式
5月	子ども教育学科2回生幼稚園教育実習(2週間) 看護学科3回生領域別看護学実習(臨地実習~12月)
7月	前期授業終了 前期定期試験
8月	後期履修ガイダンス 夏期休業 カンボジア研修(1週間) 海外語学研修(2週間) 子ども教育学科2回生保育実習(施設実習2週間) 看護学科1回生基礎看護学実習Ⅰ(臨地実習1週間) 前期追再試験
9月	子ども教育学科1回生幼稚園教育実習(2週間) 子ども教育学科2回生保育実習Ⅱ(保育所実習2週間) 子ども教育学科2回生小学校教育実習(4週間) 看護学科2回生基礎看護学実習Ⅱ(臨地実習2週間)
10月	後期授業開始 子ども教育学科1回生介護等体験実習開始
11月	追悼式 楓祭(短大祭)
12月	クリスマスの集い 子ども教育学科2回生保育実習(施設実習2週間) 冬期休業
1月	授業再開 演奏会・表現フェスタ
2月	子ども教育学科1回生保育実習(保育所実習2週間) 後期授業終了 後期定期試験
3月	後期追再試験 卒業式 春期休業 次年度前期履修ガイダンス

(学年暦は、実施にあたって多少変更されることがあります。)

# 大阪信愛学院短期大学学則

## 第1章 総 則

第1条 本学は、大阪信愛学院短期大学と称し、本部を大阪市城東区古市2丁目7番30号に置く。

第2条 本学は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)の下に、カトリック精神に基づき、キリストに信頼し、愛の実践を生きることを建学の精神とし、建学の精神に従って豊かな心を養うと共に物事を正しく判断して行動し、すすんで社会に貢献できる有為な女性を育成することを目的とする。

学科の目的

○子ども教育学科

建学の精神に則り、現代社会の要請に応じた知識と実践力を身につけた、心豊かな保育者・教育者の養成を目的とする。

○看護学科

建学の精神に則り、幅広い教養と豊かな人間性を備え、患者の視点に立った質の高い看護が提供できる看護師の育成を目的とする。

## 第2章 自己評価等

第3条 本学は、建学の精神及び教育目的を堅持しつつ、自らを点検評価することにより、本学に求められる社会的要請に応え、教育研究活動の充実とその水準の向上に努めるものとする。

2 前項の自己点検評価に関する実施規程は別に定める。

## 第3章 学科及び学生定員

第4条 本学に設置する学科及びその定員は、次の通りとする。

学科	入学定員	収容定員
子ども教育学科	120人	240人
看護学科	80人	240人
計	200人	480人

## 第4章 修業年限・学年・学期及び休業日

第5条 本学の修業年限は、子ども教育学科においては2年、看護学科においては3年とする。ただし、在学年限は、子ども教育学科では通算4年、看護学科では通算6年を越えてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、学生が在学年限を越えて在学を希望する場合、教授会において審議し、学長がこれを認めることができる。

3 GPAが1.2未満の者については、原則として進級できない。

第6条 学年は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7条 学年を分けて2学期制とする。ただし、期間については、原則として下記のようにする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで



第8条 休業日は、次の通りとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律(平成17年法律第43号)に規定する休日

開学記念日 4月20日

年度により別に定める春期、夏期、及び冬期休業日

2 前項の規定にかかわらず、学長は、臨時に休業日を設け又は休業日を変更することができる。

3 学長が必要と認めた場合は、休業日に授業その他を行うことができる。

第9条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

## 第5章 学科目及び教育課程

第10条 学科目は、子ども教育学科においては基礎科目・専門科目及び教職科目とし、看護学科においては総合教育科目及び専門教育科目とする。

2 教育課程は別に定める。(別表1～5)

## 第6章 履修方法及び単位計算基準

第11条 子ども教育学科の学生にあつては、基礎科目・専門科目及び教職科目を2か年に分けて履修し、看護学科の学生にあつては、総合教育科目・専門教育科目を3か年に分けて履修するものとする。

第12条 履修の方法は、次の基準によるものとする。

(1) 子ども教育学科

①基礎科目(外国語2単位・体育2単位を含む)12単位以上を修得すること。(別表1)

②専門科目及び教職科目 44単位以上を修得すること。(別表2-1・2-2)

(2) 看護学科

①総合教育科目 15単位以上を修得すること。(別表3)

②専門教育科目 84単位以上修得すること。(別表4)

(3) 本学の学科において当該所要資格を取得できる教育職員免許状の種類は次の通りである。

子ども教育学科

幼稚園教諭二種免許状

小学校教諭二種免許状

(4) 保育士の資格を取得しようとする者は、本条第1号に規定するもののほか児童福祉施行規則第39条の2により、その定める授業科目及び単位数を修得しなければならない。

第13条 前条に規定する各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。なお、授業においてメディアを利用することがある。

(1) 講義および演習については、15時間から30時間までの範囲において別に定める授業時間数をもって1単位とする。

(2) 実験、実習および実技については、30時間から45時間の範囲において別に定める授業時間数をもって1単位

とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して、別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

## 第7章 学習の評価、修了認定及び卒業

第14条 成績評価は、試験、学習報告、実習状況、平素の学習状況等によって行い、合格した者に対して、その科目の修了を認め単位を与える。

2 成績はS・A・B・C・Fの評価をもってあらわし、S・A・B・Cを合格、Fを不合格とする。但し、教授会の定めるところによりこれら以外の表記であらわすことができる。

3 各科目について每期その授業時数の3分の1を越えて欠席した場合、当該科目は不合格とする。

4 忌引・病気・交通事故等特別の事情のために試験を受け得なかった学生は、追試験を受けることができる。

5 第34条に規定する入学金その他の経費を所定の期日に納めない者については、成績評価は行わない。

第15条 本学を卒業するためには、子ども教育学科においては2年以上在学し、第13条に基づき、62単位以上を、看護学科においては3年以上在学し、99単位以上を修得しなければならない。

第16条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

第17条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

第18条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、子ども教育学科においては30単位、看護学科においては45単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

第19条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみなした単位数と合わせて子ども教育学科においては30単位、看護学科においては45単位を超えないものとする。

第20条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第19条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と

合わせて子ども教育学科においては 30 単位、看護学科においては 45 単位を超えないものとする。この場合において、第 19 条第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは子ども教育学科においては 45 単位、看護学科においては 60 単位を超えないものとする。

4 既修得単位等の認定に関する規定は別に定める。

## 第 8 章 入学・退学・休学及び転学

第 21 条 入学は、4 月 1 日とする。転入学・再入学の場合は、学期の始めとする。

第 22 条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する女子に限り、本学の入学者選考に合格した者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (7) 本学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたと認めた者で、18 歳に達した者

第 23 条 入学志願者については、選考の上入学を許可すべき者を定める。

2 次の各号の一に該当し、社会人入学を志願する者については、社会人特別選考の上入学を許可すべき者を定める。

1. 入学時において、高等学校卒業後通算して 2 年以上の職業経験のある者
2. 入学時において、満 21 歳以上の者

第 24 条 本学に再入学を志願する者については、選考の上入学を許可することができる。

第 25 条 他の大学及び本学の他の学科から転入学を願い出た者については、欠員のある場合に限り選考の上入学を許可することができる。

第 26 条 前 2 条の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

第 27 条 入学を許可された者は、保証人 1 名を定めなければならない。

第 28 条 入学を許可された者は、入学の諸手続き及び宣誓を行わなければならない。故なく所定の手続きをなさず又は宣誓を行わないときには、入学許可はその効力を失う。

第 29 条 退学・転学しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

2 在籍のままで他学への受験は認めない。

第30条 疾病その他やむを得ない事由により引き続き2か月以上休学しようとするとき又は休学の事由止み復学しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。但し、病気の場合は、医師の診断書の添付を要する。

第31条 休学の期間は、1年を越えることができない。但し、特別の事由があるときは、許可を得て更に1年以内に限り休学することができる。

2 休学の期間は、通算2年を越えることはできない。

3 休学の期間は、在学の期間に算入しない。

## 第9章 入学検定料・入学金・その他費用・授業料

第32条 入学を志願する者は、別表5による入学検定料を納めなければならない。

第33条 入学を許可された者は、別表5による入学金その他の経費を期間内に納めなければならない。

2 第24条第2項に規定する社会人特別選考により入学を許可された者については、別表5における入学金および授業料の半額相当額を、奨学金として減免する。但し、授業料の減免は、修業年限を超えておこなうことはできない。

3 第8条に定める学期毎に規定した授業料等納付金を所定の期日までに納めない者は、以後の学期の科目履修をすることができない。但し、本学が別に認めた場合はこの限りではない。

4 督促を受けてなお授業料等納付金を滞納した場合、また成業の見込みが無い場合は、除籍の対象となる。

第34条 授業料は別表5によって、4月及び10月に等分して納付しなければならない。

2 特別の事情ある者については、10回に等分して分納することができる。

第35条 一期間を通じて休学した場合には、その期の授業料を免除する。但し、この場合別表5による在籍費を納入しなければならない。

第36条 退学した場合、除籍せられ又は退学を命ぜられた場合は、その期の授業料は徴収する。

2 停学を命ぜられた場合もその期間中の授業料を徴収する。

第37条 既納の検定料、入学金、授業料等納付金は、如何なる理由があっても返還しない。

## 第10章 職員組織

第38条 本学に次の職員を置く。

学長・副学長・教授・准教授・助教・助手

事務部長・事務職員

2 前項のほか、講師を置くことができる。

3 第1項、第2項のほか、必要に応じて他の職員を置くことができる。

4 学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。

5 副学長は、学長を補佐し、学長不在の折は、その代行をする。

6 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し又は研究に従事する。

7 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力又は実績を有する者であって、学生

を教授し、その研究を指導し又は研究に従事する。

8 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

9 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し又は研究に従事する。

10 助手は、教育研究の円滑な実施に必要な業務を行う。

11 事務部長は、学内の一般事務を掌る。

12 事務職員は、教務・庶務・会計その他の事務に従事する。

## 第11章 教授会

第39条 重要な事項を審議するため、本学に教授会を置く。

2 教授会は、その定めるところにより、教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等(次項において「代議員会等」という。)を置くことができる。

3 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

4 代議員会等の設置およびその構成員は、教授会の議決を経て決定される。

第40条 教授会は、学長及び教授をもって構成する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会に准教授・講師を加える事ができる。

3 教授会に関する規程は別に定める。

## 第12章 児童教育研究所・生命環境総合研究所

第41条 本学に児童教育研究所及び生命環境総合研究所を置く。

2 児童教育研究所の管理運営その他必要な事項は別に定める。

3 生命環境総合研究所の管理運営その他必要な事項は別に定める。

## 第13章 図書館・情報教育センター

第42条 本学に図書館及び情報教育センターを置く。

2 図書館の管理運営その他必要な事項は別に定める。

3 情報教育センターの管理運営その他必要な事項は別に定める。

## 第14章 寄宿舍

第43条 本学に寄宿舍を置くことができる。

2 寄宿舍の管理運営その他必要な事項は別に定める。

## 第15章 委託生・科目等履修生・聴講生・外国学生

第44条 官公庁その他の機関又は外国政府から本学の学科目につき履修する者の委託を願い出られたときは、本学の学生の修学に妨げない場合に限り選考の上委託生として許可することができる。

第45条 前条により入学した者は、その履修した科目につき試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した者には証明書を授与することができる。

第46条 本学の学生以外の者が一つまたは複数の授業科目の履修を願い出た場合は、本学の教育に支障のない限りにお

いて科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生には、本学則第 15 条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

第 47 条 科目等履修生の諸費用は別表 5 による。委託生の諸費用は別に定める。

第 48 条 本学学生以外の者が特定の授業科目の全てまたは一部について聴講を願い出た場合は、本学の教育に支障がない限りにおいて聴講生として許可することができる。

2 聴講生に関する事項は、別に定める。

第 49 条 本学看護学科卒業生が看護師国家試験受験のために必要な図書利用や授業科目の聴講等を願い出た場合は、本学の教育に支障のない限りにおいて、看護学科研修生として許可することができる。

2 看護学科研修生に関する事項は、別に定める。

第 50 条 外国人で第 23 条に定める資格を有し且つ外国政府の推薦により入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人学生として入学を許可することができる。

2 外国人学生は、定員外とする。

3 外国人学生には、本学の諸規則を適用する。

## 第 16 章 公開講座

第 51 条 本学は、社会人の生涯学習の促進ならびに地域文化の向上発展に寄与するため、公開講座を開設することができる。

2 前項の講座のひとつとして、訪問介護員養成研修を開講することができる。

## 第 17 章 賞罰及び除籍

第 52 条 学術・徳行・その他の業績において特に優良と認められる学生に対しては、教授会の議にもとづいて表彰することができる。

第 53 条 本学の規則に違反し、その他学生としての本分に反する行為をした者に対しては、教授会の議にもとづいて懲戒する。

2 懲戒は、訓告・停学又は退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第 54 条 次の各号の一に該当する者は、これを除籍する。

(1) 授業料納付の義務を怠り、督促を受けても所定の期限までに納付しない者

(2) 第 5 条に規定する在学期間を越えた者

(3) 第 32 条に規定する休学期間を越えて復学を願い出ない者

(施行期日)

1～35 省略

36 この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし令和2年4月1日現在、在学する学生には別表5のみ適用し、その他の部分については、なお、従前の学則とする。

(別表5)

学則条項	納付金種別	金額 (円)	備考
第32条	入学検定料	30,000	入学試験
第33条	入学金	200,000	入学時
第33条	授業料		年額
第34条	(子ども教育学科のみ)	863,000	
	(看護学科のみ)	1,118,000	
第33条	教育充実費		〃
第34条	(子ども教育学科のみ)	332,000	
	(看護学科のみ)	412,000	
第35条	在籍費	15,000	休学時半年毎
第47条	検定料	10,000	
〃	登録料	15,000	
〃	履修料		
	(子ども教育学科のみ)	1単位 12,000	
	(子ども教育学科実習履修料)	(実費)	
	(看護学科のみ)	15授業時間 16,000	
	(看護学科実習履修料)	1単位 26,000	

# 履修の手引き



# 履修について

## 1. 学科目

学科目は次のとおり構成される。

### 【子ども教育学科】

- (1) 基礎科目
- (2) 専門科目
- (3) 教職科目

### 【看護学科】

- (1) 総合教育科目
- (2) 専門教育科目

## 2. 卒業に必要な単位

### 【子ども教育学科】

子ども教育学科においては2年以上在学し、62単位以上を修得しなければならない。

### 【看護学科】

看護学科においては3年以上在学し、99単位以上を修得しなければならない。

## 3. 単位計算基準について

各授業科目の1単位は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成する。

すなわち、1単位につき15時間の授業を行う科目の場合は30時間の、1単位につき30時間の授業を行う科目の場合は15時間の、授業時間外の準備学習・探究学習等の学修を必要とする。

(本学では、休憩時間等も考慮し45分を授業時間の1時間としている。)

## 4. 履修登録単位数の上限について

前項のとおり1単位にかかる学修時間を確保し単位の実質化をはかるために、1年間に履修登録できる単位数の上限を48単位とする。(但し、免許・資格に関する科目は上限単位に含めない。)

## 5. 教員免許状・資格取得について

### 【子ども教育学科】

- (1) 幼稚園教諭二種免許状が取得できる。(児童厚生員任用資格が取得できる)
- (2) 小学校教諭二種免許状が取得できる。(児童指導員任用資格が取得できる)  
(児童厚生員任用資格が取得できる)
- (3) 保育士資格が取得できる。(児童厚生員任用資格が取得できる)
- (4) 社会福祉主事任用資格が取得できる。
- (5) 園芸療法士資格が取得できる。
- (6) こども音楽療育士資格が取得できる。
- (7) 幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格2級が取得できる。
- (8) ピアヘルパー受験資格が取得できる。

### 【看護学科】

- (1) 看護師国家試験受験資格が取得できる。
- (2) 社会福祉主事任用資格が取得できる。
- (3) 園芸療法士資格が取得できる。
- (4) ピアヘルパー受験資格が取得できる。

## 6. 履修科目表

### 子ども教育学科

基礎科目 卒業要件単位 19 単位以上必修

No.	授業科目	開講単位数		時数	開講年次		備考
		必修	選択		1回生開講	2回生開講	
E101	キリスト教と人間Ⅰ	2		2	前期		◇
E102	キリスト教と人間Ⅱ	2		2		後期	◇
E103	現代とキリスト教[a]	1		1		前期	◇
E104	現代とキリスト教[b]	1		1		後期	◇
E105	現代と女性Ⅰ[a]	1		2 (12回)	前期		
E106	現代と女性Ⅰ[b]	1		2 (12回)		後期	
E107	現代と女性Ⅱ[a]	1		2 (12回)		前期	
E108	現代と女性Ⅱ[b]	1		2 (12回)		後期	
E109	社会と人権 (日本国憲法)	2		2		前期	(幼) (小)
E110	English Communication A	1		2	前期		
E111	English Communication B	1		2		後期	
E112	English Communication C		1	2		前期	
E113	English Communication D		1	2		後期	
E114	海外語学研修 (英語)		2	(計40時間)	夏期集中		
E127	時代様式と音楽		1	2 (7.5回)		後期	8 科目より 2 単位以上必修
E128	科学の楽しみ		1	2 (7.5回)		後期	
E129	数学の楽しみ		1	2 (7.5回)		後期	
E130	社会と子ども		1	2 (7.5回)		後期	
E131	サービスラーニング		1	(計30時間)		後期	
E118	体育 (講義・実技) [a]	1		2	前期		(幼) (保) (小) ◇
E119	体育 (講義・実技) [b]	1		2		後期	(幼) (保) (小) ◇
E120	基礎教育講座	1		2	前期		
E121	情報倫理		1	e-Learning	前期		
E122	園芸論		2	2		前期	園芸療法士関係科目
E123	ガーデニング		2	4		前期	園芸療法士関係科目
E124	園芸療法論		2	2		後期	園芸療法士関係科目
E125	園芸療法実習		2	4		後期	園芸療法士関係科目
E126	キャリアガイダンス		1	2		後期	
	計	17	19				

〈時数〉 1-45分授業 2-90分授業 4-180分授業 半期で15回授業を行うことが基本  
 〈開講年次〉 年度により変更されることがある

- (保)・・・保育士資格取得必修科目 (22頁～23頁参照)
- (幼)・・・幼稚園教諭二種免許状必修科目 (21頁参照)
- (小)・・・小学校教諭二種免許状必修科目 (24頁参照)
- (社)・・・社会福祉主事任用資格科目 (23頁参照)
- ◇・・・学則必修科目 (基礎科目の中で外国語2単位以上学則必修 8頁参照)

園芸療法士については、25頁参照

こども音楽療育士については、26頁参照

幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格2級については、25頁参照

ピアヘルパーについては、25頁参照

児童厚生員任用資格については、23頁参照

児童指導員任用資格については、25頁参照

保育実習Ⅰ、保育実習指導Ⅰ、保育実習Ⅱ、保育実習指導Ⅱ、教育実習(幼・小)(事前・事後指導を含む)、  
 介護等体験実習、介護等体験実習の事前事後指導については、「授業計画」参照

教職科目 卒業要件単位 22 単位以上必修

No.	授業科目	開講単位数		時数	開講年次		備考
		必修	選択		1回生開講	2回生開講	
E201	教職論	2		2		後期	(幼) (保) (小) ◇
E202	教育原理	2		2	前期		(幼) (保) (小) ◇
E203	教育心理学	2		2		後期	(幼) (保) (小) ◇
E205	教育方法・教育課程論	2		2		前期	(幼) (保) (小) ◇
E206	保育内容 (健康)	1		2		後期	(幼) (保)
E207	保育内容 (人間関係)	1		2	前期		(幼) (保)
E208	保育内容 (環境)	1		2		前期	(幼) (保)
E209	保育内容 (言葉)	1		2	前期		(幼) (保)
E210	保育内容 (表現)	1		2		前期	(幼) (保)
E211	保育内容総論	1		2	前期		(幼) (保)
E212	幼児と音楽[a]	1		2		前期	(幼)
E213	幼児と音楽[b]	1		2		後期	(幼)
E214	幼児の造形活動[a]	1		2		前期	(幼)
E215	幼児の造形活動[b]	1		2		後期	(幼)
E216	幼児の理解	1		2 (7.5回)		後期	(幼) (保)
E217	教職実践演習 (幼・小)		2	2		後期	(幼) (保) (小)
E218	国語科指導法		2	2		後期	小学校免許状を取得するには、音楽科・図画工作・体育科より2科目以上を含む6科目12単位以上必修。 本学では、小学校教育実習を履修する前に、国語科指導法と算数科指導法の単位を修得しなければなりません。
E219	社会科指導法		2	2		後期	
E220	算数科指導法		2	2		前期	
E221	理科指導法		2	2		後期	
E222	生活科指導法		2	2		前期	
E223	音楽科指導法		2	2		前期	
E224	図画工作科指導法		2	2		後期	
E225	家庭科指導法		2	2		前期	
E226	体育科指導法		2	2		前期	
E233	外国語 (英語) 指導法		2	2		前期	
E234	特別支援教育	2		2		後期	(幼) (保) (小) ◇
E227	道德教育の理論と方法		1	2 (7.5回)		後期	(小)
E235	総合的な学習の時間の指導法		1	2 (7.5回)		後期	(小)
E232	特別活動の指導法		1	2 (7.5回)		前期	(小)
E228	生徒・進路指導論		2	2		後期	(小)
E229	教育相談	1		2 (7.5回)		後期	(幼) (小)
E230	教育実習 (幼・小) (事前・事後指導を含む)		5				(幼) (小)
E236	介護等体験実習		1	(計40時間)		後期	
E237	介護等体験実習の事前事後指導		1	(計30時間)		後期	
	計	22	34				

専門科目 卒業要件単位 22 単位以上必修

No.	授業科目	開講単位数		時数	開講年次		備考
		必修	選択		1回生開講	2回生開講	
E301	国語	2		2		後期	◇
E302	社会		2	2		後期	本学では、小学校免許状取得希望者は、算数を必ず履修しなければなりません。
E303	算数		2	2		前期	
E304	理科		2	2		前期	
E305	生活		2	2		後期	
E306	家庭		2	2		後期	
E307	音楽 (ピアノ) [a]	1		2		前期	
E308	音楽 (ピアノ) [b]	1		2		後期	(保)
E309	音楽 (声楽) [a]	1		2		前期	【ピアノ又は声楽】 ◇
E310	音楽 (声楽) [b]	1		2		後期	22ページ参照

No.	授業科目	開講単位数		時数	開講年次		備考	
		必修	選択		1回生開講	2回生開講		
E311	図画工作[a]	1		2	前期		(保) ◇	
E312	図画工作[b]	1		2		後期	(保) ◇	
E313	体育(幼児と運動)[a]	1		2		前期	(保) ◇	
E314	体育(幼児と運動)[b]	1		2		後期	(保) ◇	
E368	外国語(英語)		1	2(7.5回)		後期		
E315	言語表現	1		2(7.5回)		前期	(保)	
E369	子ども家庭支援の心理学		2	2		前期	(保)	
E319	乳児保育Ⅰ		2	2		後期	(保)	
E320	乳児保育Ⅱ		1	2(7.5回)		前期	(保)	
E321	情報機器演習[a]	1		2	前期		(幼) (小)	
E322	情報機器演習[b]	1		2		後期	(幼) (小)	
E324	臨床心理学		2	2		後期		
E325	社会福祉論	2		2	前期		(保) (社)	
E370	子ども家庭福祉	2		2	前期		(保) (社)	
E328	保育原理	2		2	前期		(保) (社)	
E329	保育者論		2	2		後期		
E330	社会的養護Ⅰ		2	2		後期	(保)	
E372	社会的養護Ⅱ		1	2(7.5回)		前期	(保)	
E331	子どもの保健		2	2	前期		(保) (こども音楽療育士)	
E371	子どもの健康と安全		1	2(7.5回)		前期	(保)	
E334	子どもの食と栄養		2	2		後期	(保)	
E373	子育て支援		1	2(7.5回)		後期	(保)	
E374	子ども家庭支援論		2	2		前期	(保)	
E338	障害児保育		2	2		前期		
E340	音図体実践力アップ講座(音楽Ⅰ)		1	2		前期	音楽、図画工作、体育のいずれかを選択し、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの3単位以上必修	
E341	音図体実践力アップ講座(音楽Ⅱ)		1	2		後期		
E342	音図体実践力アップ講座(音楽Ⅲ)		1	2		後期		
E343	音図体実践力アップ講座(図画工作Ⅰ)		1	2		前期		
E344	音図体実践力アップ講座(図画工作Ⅱ)		1	2		後期		
E345	音図体実践力アップ講座(図画工作Ⅲ)		1	2		後期		
E346	音図体実践力アップ講座(体育Ⅰ)		1	2		前期		
E347	音図体実践力アップ講座(体育Ⅱ)		1	2		後期		
E348	音図体実践力アップ講座(体育Ⅲ)		1	2		後期		
E351	童謡創作(音楽理論)[a]		1	2		前期		
E352	童謡創作(音楽理論)[b]		1	2		後期		
E353	キリスト教的保育論		2	2		後期		
E354	モンテッソーリ保育		2	2		後期		
E355	ペアレントエデュケーション		2	2		前期		
E356	ヒューマン・ライツ		2	2		後期		
E357	野外活動		2	(計40時間)		夏期集中		
E358	国際社会と子どもの保育		1	(計30時間)		夏期集中		
E359	保育実習Ⅰ		4	(計160時間)				(保)
E360	保育実習指導Ⅰ		2					(保)
E361	保育実習Ⅱ		2	(計80時間)			(保)	
E362	保育実習指導Ⅱ		1				(保)	
E365	こども音楽療育概論		2	2		後期	こども音楽療育士関係科目	
E366	こども音楽療育演習		1	2		前期	こども音楽療育士関係科目	
E367	こども音楽療育実習		1	(計30時間)		後期	こども音楽療育士関係科目	
	計	19	68					

## 幼稚園教諭二種免許状 履修規程

### 【教科及び教職に関する科目】

免許法施行規則に定める科目及び単位数			本学で開講する科目及び単位数		
教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授 業 科 目	単位数	備考
領域及び保育内容の指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・領域に関する専門的事項 (1以上の科目について修得)</li> <li>【改正施行規則附則第7項】による</li> </ul>	12	国語	2	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>算数</li> <li>生活</li> <li>音楽</li> <li>図画工作</li> <li>体育</li> </ul>		算数	2	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)</li> </ul>		保育内容(健康)	1	必修
			保育内容(人間関係)	1	必修
			保育内容(環境)	1	必修
			保育内容(言葉)	1	必修
			保育内容(表現)	1	必修
			保育内容総論	1	必修
			幼児と音楽[a]	1	必修
			幼児と音楽[b]	1	必修
			幼児の造形活動[a]	1	必修
			幼児の造形活動[b]	1	必修
教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想</li> </ul>	6	教育原理	2	必修
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)</li> </ul>		教職論	2	必修
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)</li> </ul>		教育心理学	2	必修
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程</li> </ul>		特別支援教育	2	必修
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 (1単位以上を修得)</li> </ul>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)</li> </ul>	4	教育方法・教育課程論	2	必修
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)</li> </ul>		幼児の理解	1	必修
<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児理解の理論及び方法</li> </ul>	教育相談		1	必修	
教育実践に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)</li> <li>・教育及び方法</li> </ul>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育実践(5単位)(事前及び事後の指導の1単位を含む)</li> <li>・教職実践演習(2単位)</li> </ul>	7	教育実習(幼・小) (事前・事後指導を含む)	5	必修
			教職実践演習(幼・小)	2	必修
大学が独自に設定する科目(開設しなくても可)		2※		0	
計		31	計	43	

※最低修得単位を超えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」

「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて2単位以上を修得

### 【教育職員免許法施行規則第66の6に定める科目】

免許法施行規則に定める科目及び単位数		本学で開講する科目及び単位数		
科目	最低修得単位数	授 業 科 目	単位数	備考
日本国憲法	2	社会と人権(日本国憲法)	2	必修
体育	2	体育(講義・実技)	2	必修
外国語コミュニケーション	2	English Communication A	1	
		English Communication B	1	
		English Communication C	1	
		English Communication D	1	
		海外語学研修(英語)	2	
情報機器の操作	2	情報機器演習	2	必修
計	8	計	12	

## 保育士資格 履修規程

### 【厚生労働省告示必修科目】

告示による教科目				本学で開講している科目及び単位数		
系列	教科目	授業形態	設置単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2
	教育原理	講義	2	教育原理	講義	2
	子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉	講義	2
	社会福祉	講義	2	社会福祉論	講義	2
	子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	講義	2
	社会的養護Ⅰ	講義	2	社会的養護Ⅰ	講義	2
	保育者論	講義	2	教職論	講義	2
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	講義	2	教育心理学	講義	2
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2
	子どもの理解と援助	演習	1	幼児の理解	演習	1
	子どもの保健	講義	2	子どもの保健	講義	2
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	演習	2
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	講義	2	教育方法・教育課程論	講義	2
	保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	1
	保育内容演習	演習	5	保育内容(健康)	演習	1
				保育内容(人間関係)	演習	1
				保育内容(環境)	演習	1
				保育内容(言葉)	演習	1
	保育内容の理解と方法	演習	4	保育内容(表現)	演習	1
				音楽(ピアノ又は声楽)	演習	2
	図画工作	演習	2			
	体育(幼児と運動)	演習	2			
	言語表現	演習	1			
	乳児保育Ⅰ	講義	2	乳児保育Ⅰ	講義	2
	乳児保育Ⅱ	演習	1	乳児保育Ⅱ	演習	1
	子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	演習	1
	障害児保育	演習	2	特別支援教育	演習	2
社会的養護Ⅱ	演習	1	社会的養護Ⅱ	演習	1	
子育て支援	演習	1	子育て支援	演習	1	
保育実習	保育実習Ⅰ	実習	4	保育実習Ⅰ	実習	4
	保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習指導Ⅰ	演習	2
総合演習	保育実践演習	演習	2	教職実践演習(幼・小)	演習	2
合計			51単位	計		54

### 【厚生労働省告示選択必修科目】9単位以上必修（「保育実習・保育実習指導」Ⅱ、Ⅲいずれかを含む）

告示による教科目				本学で開講している科目及び単位数				
系列	教科目	授業形態	設置単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数		
保育の本質・目的に関する科目				保育者論	講義	2		
保育の対象の理解に関する科目			15 単位 以上	臨床心理学	講義	2		
				幼児と音楽[a]	演習	1		
				幼児と音楽[b]	演習	1		
				幼児の造形活動[a]	演習	1		
				幼児の造形活動[b]	演習	1		
				障害児保育	講義	2		
				野外活動	講義・演習	2		
				国語	講義	2		
				音図体実践力アップ講座(音楽Ⅰ)	演習	1		
				音図体実践力アップ講座(音楽Ⅱ)	演習	1		
				音図体実践力アップ講座(音楽Ⅲ)	演習	1		
				音図体実践力アップ講座(図画工作Ⅰ)	演習	1		
				音図体実践力アップ講座(図画工作Ⅱ)	演習	1		
				音図体実践力アップ講座(図画工作Ⅲ)	演習	1		
				音図体実践力アップ講座(体育Ⅰ)	演習	1		
				音図体実践力アップ講座(体育Ⅱ)	演習	1		
				音図体実践力アップ講座(体育Ⅲ)	演習	1		
	保育実習	保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ		実習	2	保育実習Ⅱ	実習	2
		保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ		演習	1	保育実習指導Ⅱ	演習	1
	計			18以上	計		26	

【厚生労働省告示教養科目】8単位以上必修(体育を含む)

告示による教科目				本学で開講している科目及び単位数		
系列	教科目	授業形態	設置単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数
教 養 科 目	外国語、体育 以外の科目	不問	6以上	キリスト教と人間Ⅰ	講義	2
				キリスト教と人間Ⅱ	講義	2
				現代とキリスト教	講義	2
現代と女性Ⅰ				講義	2	
現代と女性Ⅱ				講義	2	
社会と人権(日本国憲法)				講義	2	
時代様式と音楽				講義	1	
科学の楽しみ				講義	1	
数学の楽しみ				講義	1	
社会と子ども				講義	1	
サービスマーケティング	演習	1				
基礎教育講座	演習	1				
外国語	演習	2以上	English Communication A	演習	1	
			English Communication B	演習	1	
			English Communication C	演習	1	
			English Communication D	演習	1	
体育	講義 実技	1 1	海外語学研修(英語)	演習	2	
			体育(講義・実技)	講義 実技	2	
計			10以上	計		26

【厚生労働省告示選択科目】(学校独自の科目)

学校独自の科目として開設されている科目	本学で開講している科目及び単位数		
	授業科目	授業形態	単位数
	ペアレントエデュケーション	講義	2
	こども音楽療育概論	講義	2
	こども音楽療育演習	演習	1
	こども音楽療育実習	実習	1
	園芸療法論	講義	2
	園芸療法実習	実習	2
	キリスト教的保育論	講義	2
	モンテッソーリ保育	講義	2
	国際社会と子どもの保育	実習	1
	計		15

### 児童厚生員任用資格

平成11年に「児童の遊びを指導する者」と名称が変更されたが、一般的には「児童厚生員」という名称が使用されている。保育士資格、幼稚園教諭・小学校教諭となる資格を取得すると、同時に児童厚生員任用資格の有資格者となる。この資格は、地域の児童館、児童センター、地域子育て支援センターなどの児童厚生施設で子ども達の健全な成長を手助けする者として採用する際に、基準として厚生労働省が定めた資格である。

### 社会福祉主事任用資格

相談援助(ソーシャルワーク)の基礎的資格。この資格は本来、行政機関でもある福祉事務所の職員として働く者に要求される資格(任用資格)である。民間の社会福祉施設の相談員に必要な資格としても広く認められている。大学等において厚生労働大臣の指定する科目を在学中に3科目以上修得して卒業することが必要。

本学で社会福祉の基礎的な学習をした証明として、卒業時に「社会福祉主事任用資格」証を発行する。

本学科で開講している授業科目	本学必修科目	備考
社会福祉論	○	保資必修
子ども家庭福祉	○	保資必修
保育原理	○	保資必修

## 小学校教諭二種免許状 履修規程

### 【教科及び教職に関する科目】

免許法施行規則に定める科目及び単位数			本学で開講する科目及び単位数		
教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目	単位数	備考
教科及び教科の指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>国語（書写を含む。）</li> <li>社会</li> <li>算数</li> <li>理科</li> <li>生活</li> <li>音楽</li> <li>図画工作</li> <li>家庭</li> <li>体育</li> <li>外国語</li> </ul>	16	国語	2	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科に関する専門的事項 (1以上の科目について修得すること)</li> </ul>		社会	2	
教科及び教科の指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)</li> </ul>	16	算数	2	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)</li> </ul>		理科	2	
教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想</li> </ul>	6	生活	2	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)</li> </ul>		音楽	4	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。)</li> </ul>		図画工作	2	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程</li> </ul>		家庭	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 (1単位以上修得)</li> </ul>	6	体育	2	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。)</li> </ul>		外国語（英語）	1	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。)</li> </ul>		国語科指導法	2	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳の理論及び指導法</li> </ul>		社会科指導法	2	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な学習の時間の指導法</li> </ul>		算数科指導法	2	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別活動の指導法</li> </ul>		理科指導法	2	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導の理論及び方法</li> </ul>		生活科指導法	2	
教育実践に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育実践（5単位）（事前及び事後の指導の1単位を含む）</li> </ul>	7	音楽科指導法	2	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職実践演習（2単位）</li> </ul>		図画工作科指導法	2	
大学が独自に設定する科目		2※	家庭科指導法	2	
			体育科指導法	2	
計		37	外国語（英語）指導法	2	

※「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」

「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて2単位以上を修得

### 【教育職員免許法施行規則第66の6に定める科目】

免許法施行規則に定める科目及び単位数		本学で開講する科目及び単位数		
科目	最低修得単位数	授業科目	単位数	備考
日本国憲法	2	社会と人権（日本国憲法）	2	必修
体育	2	体育（講義・実技）	2	必修
外国語コミュニケーション	2	English Communication A	1	
		English Communication B	1	
		English Communication C	1	
		English Communication D	1	
		海外語学研修（英語）	2	
情報機器の操作	2	情報機器演習	2	必修
計		計		



## 児童指導員任用資格

小学校の教諭となる資格を有し厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めた場合、児童指導員になれる。「児童指導員」は、児童養護施設や障害児施設などの児童福祉施設に必ず配置されなければならないものである。

## 園芸療法士

### 教育目標

園芸（ガーデニング）を通じて、心身に何らかの障がいを持つ人々の機能回復や症状の改善を援助し、また日常的な生活の中にあっても人々の不安や緊張の緩和を促進し、豊かな人間関係の構築と、生活の質（QOL）の向上を目指すための専門的知識と技能を学習する。

### 園芸療法士（資格）の取得

園芸療法士の資格認定を希望する者は所定の単位を修得しなければならない。保育士資格を有する者または取得見込みの者は、下記の必修科目を履修し単位を修得することによって、全国大学実務教育協会より「園芸療法士」の資格が授与される。（別途、要申請費用）

【園芸療法士関係科目表】（園芸療法士の資格を取得するには8単位以上必修）

授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
園芸論	2	ガーデニング	2	園芸療法論	2	園芸療法実習	2

## 幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格2級

“リトミック”はスイスの教育者エミール・ジャック＝ダルクローズが創始した教育法で、明治時代に日本に伝えられ、以来優れた教育法としてわが国に広く普及し、幼児教育の手法として、また音楽の導入教育法として多くの教育関係者や幼児を持つ保護者から注目され続けている。

本学では、「音図体実践力アップ講座（音楽Ⅰ）」を受講し、授業内で行われる資格認定試験に合格することで『リトミック研究センター』より「幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格2級」の資格が認定される。（別途、要認定料）

## ピアヘルパー

### 教育目標

ピアは仲間・友達を意味する言葉で、ピアヘルパーは心理学やカウンセリングの知識を生かし、同輩の他者を理解し、相談相手になることができる支援をいう。ピアヘルパーは、NPO 日本教育カウンセラー協会認定の初級資格で、取得のための学習を通じ、自己理解や他者理解を深めることを目標とする。

### ピアヘルパー（資格）の取得

本学の学生でピアヘルパー資格取得を希望する者は所定の単位を修得し、日本教育カウンセラー協会の認定試験に合格しなければならない。合格した者には日本教育カウンセラー協会より「ピアヘルパー資格認定証」が交付される。

なお、ピアヘルパー資格者は、教育・福祉・保育などの分野で2年の実務経験及び日本教育カウンセラー協会主催の養成講座を得て、初級カウンセラーの資格を取得することができる。

【ピアヘルパー関係科目表】（ピアヘルパー受験資格を取得するには6単位以上必修）

本学で開講している授業科目	単位	本学科必修科目	備考
教育心理学	2	○	小・幼・保必修
子ども家庭支援の心理学	2		保必修
幼児の理解	1	○	幼・保必修
臨床心理学	2		保選択
教育相談	1	○	小・幼必修

## こども音楽療育士

### 教育目標

音楽を通して、心身に何らかの障がいのあるこども達の発達的な援助を行うための音楽療育に関する基礎知識・専門知識に加え、それに必要とされる技術と実践能力とを養成することを教育目標とする。

### こども音楽療育士(資格)の取得

こども音楽療育士の資格認定を希望する者は所定の単位を修得しなければならない。下記の必修科目及び選択科目を履修し単位を修得した者には、全国大学実務教育協会より「こども音楽療育士」の資格が授与される。(別途、要申請費用)

#### 【必修科目】 (3科目 4単位以上必修)

授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
こども音楽療育概論	2	こども音楽療育演習	1	こども音楽療育実習	1

#### 【選択科目】 (各群それぞれの必要単位数を満たし、計 16 単位以上必修)

##### I 群「障害児及び心理」関連分野 (4 単位以上)

授業科目	単位	本学必修科目	備考
特別支援教育	2	○	小・幼・保必修
子ども家庭支援の心理学	2		保必修
子ども家庭福祉	2	○	保必修
教育心理学	2	○	小・幼・保必修
臨床心理学	2		保選択
障害児保育	2		保選択

##### II 群「保健」関連分野 (2 単位以上)

授業科目	単位	本学必修科目	備考
子どもの保健	2		保必修
子どもの健康と安全	1		保必修

##### III 群「音楽」関連分野 (4 単位以上)

授業科目	単位	本学必修科目	備考
音楽(ピアノ)	2	○	保選択必修
音楽(声楽)	2	○	保選択必修
幼児と音楽[a]	1	○	幼必修
幼児と音楽[b]	1	○	幼必修
音図体実践力アップ講座(音楽Ⅰ)	1		
音図体実践力アップ講座(音楽Ⅱ)	1		
音図体実践力アップ講座(音楽Ⅲ)	1		
童謡創作(音楽理論)	2		

短期大学士（初等教育）

子ども教育学科履修系統図										
建学の精神	信託教育5つの柱	大学の目的	学科の目的	ボアム・プログラムの目的	ボアム・プログラムの内容	カリキュラムポリシー				
カトリック精神に基づき、キリストに信頼し、愛の実践を生きたることを建学の精神とする	1 キリストの教えに根ざした教育 2 一人ひとりを大切にする教育 3 能力の開発を目指す教育 4 自己形成を促す教育 5 社会貢献への態度を形成する教育	建学の精神に従って豊かな心を養うと共に物事を正しく判断して行動し、すすんで社会に貢献できる有為な女性を育成する	建学の精神に則り、現代社会の要請に応じた知識と実践力を身につけた、心豊かな保育者・教育者の養成を目的とする	ボアム・プログラムの目的は、建学の精神と一致し、現代社会の要請に応じた保育者・教育者の養成を目的とする。本学は、キリスト教の精神に基づき、豊かな心を養うと共に物事を正しく判断して行動し、すすんで社会に貢献できる有為な女性を育成することを建学の精神とする。ボアム・プログラムは、この建学の精神に基づき、現代社会の要請に応じた保育者・教育者の養成を目的とする。	1) キリスト教的精神に基づき豊かな人間性と幅広い教養を身につける教育 (2) 児童期・乳幼児期における教育・保育の重要性を理解する教育 (3) 児童期・乳幼児期の発達・発達についての理解を深める教育 (4) 教育・保育現場で必要とされる知識・技能・実践力を身につける教育 (5) コミュニケーション能力を身につける教育 (6) 教育を通して福祉・地域社会に貢献できる女性を育成する教育	1回生前期 E101 キリスト教と人間 I E105 現代と女性 I [a] E102 キリスト教と人間 II E106 現代と女性 II [b] E202 教育原理 E228 保育原理 E319 乳児保育 I E329 保育者論 E203 教育心理学 E216 幼児の理解 E229 教育相談 E334 子どもの発達と養育 E331 子どもの保護 E207 保育内容(健康) E218 保育内容(環境) E219 保育内容(表現) E211 保育内容(食養) E225 家庭科指導法 E303 算数 E304 理科 E321 情報機器演習 [a] E307 音楽(ピアノ) [a] E309 音楽(声楽) [a] E310 音楽(声楽) [b] E312 図画工作 [a] E118 体育(講義・実技) [a] E120 基礎教育講座 E121 情報処理 E114 海外語学研修(英語) E225 社会福祉論 E370 子ども家庭福祉 E358 国際社会と子どもの教育	1回生後期 E102 キリスト教と人間 II E106 現代と女性 II [b] E319 乳児保育 I E329 保育者論 E203 教育心理学 E216 幼児の理解 E229 教育相談 E334 子どもの発達と養育 E331 子どもの保護 E206 保育内容(健康) E218 保育内容(環境) E219 保育内容(表現) E211 保育内容(食養) E225 家庭科指導法 E303 算数 E304 理科 E321 情報機器演習 [a] E307 音楽(ピアノ) [b] E309 音楽(声楽) [b] E310 音楽(声楽) [c] E312 図画工作 [b] E118 体育(講義・実技) [b] E120 基礎教育講座 E121 情報処理 E114 海外語学研修(英語) E225 社会福祉論 E370 子ども家庭福祉 E358 国際社会と子どもの教育	2回生前期 E103 現代とキリスト教 [a] E108 現代と女性 II [a] E107 現代と女性 I (日本国憲法) E109 社会と人権 (日本国憲法) E122 図法論 E123 ガーゼニング E201 乳児保育 II E320 保育者論 E203 教育心理学 E216 幼児の理解 E229 教育相談 E334 子どもの発達と養育 E331 子どもの保護 E206 保育内容(健康) E218 保育内容(環境) E219 保育内容(表現) E211 保育内容(食養) E225 家庭科指導法 E303 算数 E304 理科 E321 情報機器演習 [b] E307 音楽(ピアノ) [a] E309 音楽(声楽) [a] E310 音楽(声楽) [b] E312 図画工作 [a] E118 体育(講義・実技) [a] E120 基礎教育講座 E121 情報処理 E114 海外語学研修(英語) E225 社会福祉論 E370 子ども家庭福祉 E358 国際社会と子どもの教育	2回生後期 E104 現代とキリスト教 [b] E108 現代と女性 II [b] E127 時代様式と音楽 E128 科学の楽しみ E129 数学の楽しみ E130 社会と子ども E131 サービスマーケティング E356 ヒューマン・ライヴ E124 図法実習 E125 図法実習 E201 乳児保育 E363 キリスト教的保育論 E364 モンテソーリ保育 E324 臨床心理学 E206 保育内容(健康) E218 保育内容(環境) E219 保育内容(表現) E211 保育内容(食養) E225 家庭科指導法 E303 算数 E304 理科 E321 情報機器演習 [b] E307 音楽(ピアノ) [a] E309 音楽(声楽) [a] E310 音楽(声楽) [b] E312 図画工作 [a] E118 体育(講義・実技) [a] E120 基礎教育講座 E121 情報処理 E114 海外語学研修(英語) E225 社会福祉論 E370 子ども家庭福祉 E358 国際社会と子どもの教育	E230 教育実習(幼・小)(専修・事後指導専修含む) E217 教職実践演習(幼・小) E300 E359 保育実習 I E302 保育実習指導 I E361 保育実習 II E362 保育実習指導 II

100番代……基礎科目 200番代……教職科目 300番代……専門科目

## 看護学科

卒業要件単位は99単位以上必修です。その履修方法は次の通りです。

- (1) 総合教育科目15単位以上必修
- (2) 専門教育科目84単位必修

### 総合教育科目

卒業要件単位 15単位以上

科目 No.	科 目	単位	必修	選必	選択	開講 年次	時数	園芸 療法	社福 任用	ピア ヘルパ	備 考
N101A	キリスト教と人間A	0.5	○			I 前期	1				選択必修 科目: 2単位以上 取得すること
N101B	キリスト教と人間B	0.5	○			I 後期	1				
N106A	現代と女性 I A	0.5	○			I 前期	1				
N106B	現代と女性 I B	0.5	○			I 後期	1				
N102A	現代とキリスト教A	0.5	○			II 前期	1				
N102B	現代とキリスト教B	0.5	○			II 後期	1				
N107A	現代と女性 II A	0.5	○			II 前期	1				
N107B	現代と女性 II B	0.5	○			II 後期	1				
N113	スポーツと健康	1	○			I 前期	2				
N111	文章表現	1	○			I 前期	2				
N112	基礎演習	1	○			I 後期	2				
N122	情報科学	1	○			I 前期	2				
N132	生物学	1		○		I 前期	2				
N131	化学	1		○		I 前期	2				
N141	社会学	1		○		I 前期	2(7.5回)		●		
N142	教育学	1		○		I 前期	2(7.5回)		●	●	
N143	心理学	1		○		I 前期	2(7.5回)		●	●	
N123	応用情報科学	1		○		I 後期	2				
N133	統計学	1		○		II 後期	2				
N144	ヒューマン・ライツ I	1		○		II 後期	2(7.5回)				
N151	英語A	1	○			I 前期	2				
N152	英語B	1	○			I 後期	2				
N153	英語C	1	○			II 前期	2				
N154	英語D	1	○			II 後期	2				
N161	園芸論	2			○	I 前期	2	●			
N162	ガーデニング	2			○	I 前期	4	●			
N163	園芸療法論	2			○	I 後期	2	●			
N164	園芸療法実習	2			○	I 後期	4	●			
N165	音楽療法	2			○	II 後期	2				
N121	情報倫理	1			○	I 前期	e-Learning				
N171	キャリアガイダンス	1			○	II 後期	2(7.5回)				
N145	ヒューマン・ライツ II	1			○	II 後期	2(7.5回)				
N156	国際理解	1			○	夏期集中	(計30時間)				
N155	海外語学研修(英語)	2			○	夏期集中	(計40時間)				
	計	36									卒業に必要 な単位で きかない (自由科目)

〈開講年次〉: 「I」-1回生 「II」-2回生、「前期」-第1学期 「後期」-第2学期

〈時 数〉: 「1」-45分授業 「2」-90分授業 「4」-180分授業

## 専門教育科目

卒業要件単位 84 単位

### 〈専門基礎領域〉

科目 No.	科 目	単位	必修	開講年次	時数	社福任用	ピアヘルパー	備 考
N211	生体の機能	1	○	I 前期	2			
N212	人体の構造と機能 I	1	○	I 前期	2			
N213	人体の構造と機能 II	1	○	I 後期	2			
N214	生化学	1	○	I 後期	2			
N215	生命科学	1	○	II 前期	2			
N216	健康生活と栄養学	1	○	II 前期	2			
N221	社会心理学	1	○	II 前期	2(7.5回)		●	
N222	カウンセリング論	1	○	II 前期	2(7.5回)		●	
N223	社会福祉と社会保障論	1	○	II 後期	2			
N224	医療・看護と法律	1	○	I 前期	2(7.5回)			
N225	医療・生命倫理	1	○	II 前期	2(7.5回)			
N226	リハビリテーション論	1	○	II 前期	2(7.5回)	●		
N231	公衆衛生学(疫学)	1	○	I 後期	2			
N232	微生物学	1	○	I 前期	2			
N233	病理学	1	○	I 後期	2			
N234	疾病・治療論 I	1	○	I 後期	2			
N235	疾病・治療論 II	1	○	I 後期	2			
N236	疾病・治療論 III	1	○	II 前期	2			
N237	疾病・治療論 IV	1	○	I 後期	2			
N238	薬理学	1	○	II 前期	2			
N239	臨床検査	1	○	II 後期	2(7.5回)			
	計	21	21					

### 〈看護基本領域〉

科目 No.	科 目	単位	必修	開講年次	時数	備 考
N311	看護の基礎	1	○	I 前期	2(7.5回)	
N312	看護コミュニケーションと看護の基本技術 I	1	○	I 前期	2	
N313	看護コミュニケーションと看護の基本技術 II (演習)	1	○	I 前期	2	
N314	生活援助技術と治療・処置に伴う援助 I	1	○	I 後期	2	
N315	生活援助技術と治療・処置に伴う援助 II (演習)	1	○	I 後期	2	
N317	基礎看護の課題と探求 (演習)	1	○	II 前期	2	
N321	フィジカルアセスメント I	1	○	I 後期	2	
N322	フィジカルアセスメント II (演習)	1	○	II 前期	2	
N316	看護過程論	1	○	I 後期	2	
N341	看護研究の基礎	1	○	II 後期	2	
N318	基礎看護学実習 I	1	○	I 前期	集中 40 時間	
N319	基礎看護学実習 II	2	○	II 後期	集中 80 時間	
	計	13	12			

<生涯発達看護領域>

科目 No.	科 目	単 位	必修	開講年次	時数	ヒアヘルパー	備 考
N411	母性看護学概論	1	○	I 前期	2 (7.5 回)		
N412	母性看護学方法論 I	1	○	I 後期	2		
N413	母性看護学方法論 II	1	○	II 前期	2		
N414	母性看護の課題と探求(演習)	1	○	II 後期	2		
N415	母性看護学実習	2	○	III 通年	集中 80 時間		
N421	小児看護学概論	1	○	I 後期	2 (7.5 回)		
N422	小児看護学方法論 I	1	○	II 前期	2		
N423	小児看護学方法論 II	1	○	II 前期	2		
N424	小児看護の課題と探求(演習)	1	○	II 後期	2		
N425	小児看護学実習	2	○	III 通年	集中 80 時間		
N431	成人看護学概論	1	○	I 後期	2 (7.5 回)		
N432	成人看護学方法論 I (慢性期)	1	○	II 前期	2		
N433	成人看護学方法論 II (急性期)	1	○	II 前期	2		
N434	成人看護学方法論 III (緩和ケア・ターミナル期の看護)	1	○	II 後期	2		
N435	成人看護の課題と探求(演習) I (慢性期)	1	○	II 後期	2		
N436	成人看護の課題と探求(演習) II (急性期)	1	○	II 後期	2		
N437	成人看護学実習 I (慢性期)	3	○	III 通年	集中 120 時間		
N438	成人看護学実習 II (急性期)	3	○	III 通年	集中 120 時間		
N441	老年看護学概論	1	○	II 前期	2 (7.5 回)		
N442A	老年生活機能アセスメントと老年看護学 I	1	○	II 前期	2		
N442B	老年生活機能アセスメントと老年看護学 II	1	○	II 後期	2		
N443	老年生活機能アセスメントと老年看護の課題と探求(演習)	1	○	II 後期	2		
N444	老年看護学実習 I	1	○	III 通年	集中 40 時間		
N445	老年看護学実習 II	3	○	III 通年	集中 120 時間		
N451	精神保健	1	○	I 後期	2 (7.5 回)		社福任用
N452	精神看護学方法論	2	○	II 前期	2	●	
N453	精神看護の課題と探求(演習)	1	○	II 後期	2	●	
N454	精神看護学実習	2	○	III 通年	集中 80 時間		
	計	38	28				

<総合看護領域>

科目 No.	科 目	単 位	必修	開講年次	時数	備 考
N511	在宅看護論	1	○	II 前期	2 (7.5 回)	
N512A	在宅看護論方法論 I	1	○	II 前期	2 (7.5 回)	
N512B	在宅看護論方法論 II	1	○	II 後期	2 (7.5 回)	
N513	在宅看護の課題と探求(演習)	1	○	II 後期	2	
N514	在宅看護論実習	2	○	III 通年	集中 80 時間	
N521	看護管理・リスクマネジメント	1	○	II 前期	2	
N531	総合看護実習	2	○	III 半期	集中 80 時間	
N522	災害看護論	1	○	II 後期	2 (7.5 回)	
N523	国際看護論	1	○	II 後期	2 (7.5 回)	
N532	看護研究	1	○	III 後期	2 (7.5 回)	
	計	12	10			

## 臨地実習科目の履修および履修のための条件

- ・ 臨地実習（必修科目）については、実習要綱に従う。
- ・ 臨地実習科目は、その実習の履修条件を満たした場合に限り履修できる（3年次開講の領域実習科目を履修できない者は第3学年に進級できない）。

科 目	配当 年次	開講 区分	履 修 条 件
基礎看護学実習Ⅰ	1年	前期	「看護の基礎」「看護コミュニケーションと看護の基本技術Ⅰ・Ⅱ」の単位修得
基礎看護学実習Ⅱ	2年	後期	「基礎看護学実習Ⅰ」「生活援助技術と治療・処置に伴う援助Ⅰ・Ⅱ」「基礎看護の課題と探求（演習）」「看護過程論」「フィジカルアセスメントⅠ・Ⅱ」の単位修得
領域実習科目 母性看護学実習 小児看護学実習 成人看護学実習Ⅰ（慢性期） 成人看護学実習Ⅱ（急性期） 老年看護学実習Ⅰ 老年看護学実習Ⅱ 精神看護学実習 在宅看護論実習	3年	通年	総合看護実習、看護研究、及びすべての領域実習科目(*)を除く卒業に必要なすべての科目の単位修得
総合看護実習	3年	後期	すべての領域実習科目(*)の単位修得見込

(\*) 領域実習科目：母性看護学実習、小児看護学実習、成人看護学実習Ⅰ（慢性期）、成人看護学実習Ⅱ（急性期）、老年看護学実習Ⅰ、老年看護学実習Ⅱ、精神看護学実習、在宅看護論実習

## 看護師

看護師免許を得るためには、看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない（保健師助産師看護師法）。本学看護学科では、看護師国家試験受験資格を得るために必要な保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定められた教育課程を満たした学科として指定を受けているので、本学を卒業することにより、看護師国家試験受験資格を得ることができる。

## 社会福祉主事任用資格

相談援助（ソーシャルワーク）の基礎的資格。この資格は本来、行政機関でもある福祉事務所の職員として働く者に要求される資格（任用資格）である。民間の社会福祉施設の相談員に必要な資格としても広く認められている。大学等において厚生労働大臣の指定する科目を在学中に3科目以上修得して卒業することが必要。本学で社会福祉の基礎的な学習をした証明として、「社会福祉主事任用資格」証を発行する。

（下記の科目より3科目以上必修）

授 業 科 目	開講年次	授業科目	開講年次	備 考
心理学	I 前期	精神保健 *	I 後期	* 印の科目は看護学科の必修科目です。
社会学	I 前期	リハビリテーション論 *	II 前期	
教育学	I 前期			

## 園芸療法士

### 教育目標

園芸(ガーデニング)を通じて、心身に何らかの障がいを持つ人々の機能回復や症状の改善を援助し、また日常的な生活の中にあっても人々の不安や緊張の緩和を促進し、豊かな人間関係の構築と、生活の質(QOL)の向上を目指すための専門的知識と技能を学習する。

### 園芸療法士(資格)の取得

園芸療法士の資格認定を希望する者は所定の単位を修得しなければならない。本資格の選択科目は本学科の必修科目となっているので、全国大学実務教育協会の定めた下記の必修科目を履修し単位を修得した者には、全国大学実務教育協会より「園芸療法士」の資格が授与される。(別途、要申請費用)

#### 【園芸療法士関係科目表】(園芸療法士の資格を取得するには8単位以上必修)

授 業 科 目	単 位	必 修	開 講 年 次	備 考
園芸論	2	○	I 前期	
園芸療法論	2	○	I 後期	
ガーデニング	2	○	I 前期	
園芸療法実習	2	○	I 後期	
計	8	4		

## ピアヘルパー

### 教育目標

ピアは仲間・友達を意味する言葉で、ピアヘルパーは心理学やカウンセリングの知識を生かし、同輩の他者を理解し、相談相手になることができる支援をいう。ピアヘルパーは、NPO 日本教育カウンセラー協会認定の初級資格で、取得のための学習を通じ、自己理解や他者理解を深めることを目標とする。

### ピアヘルパー(資格)の取得

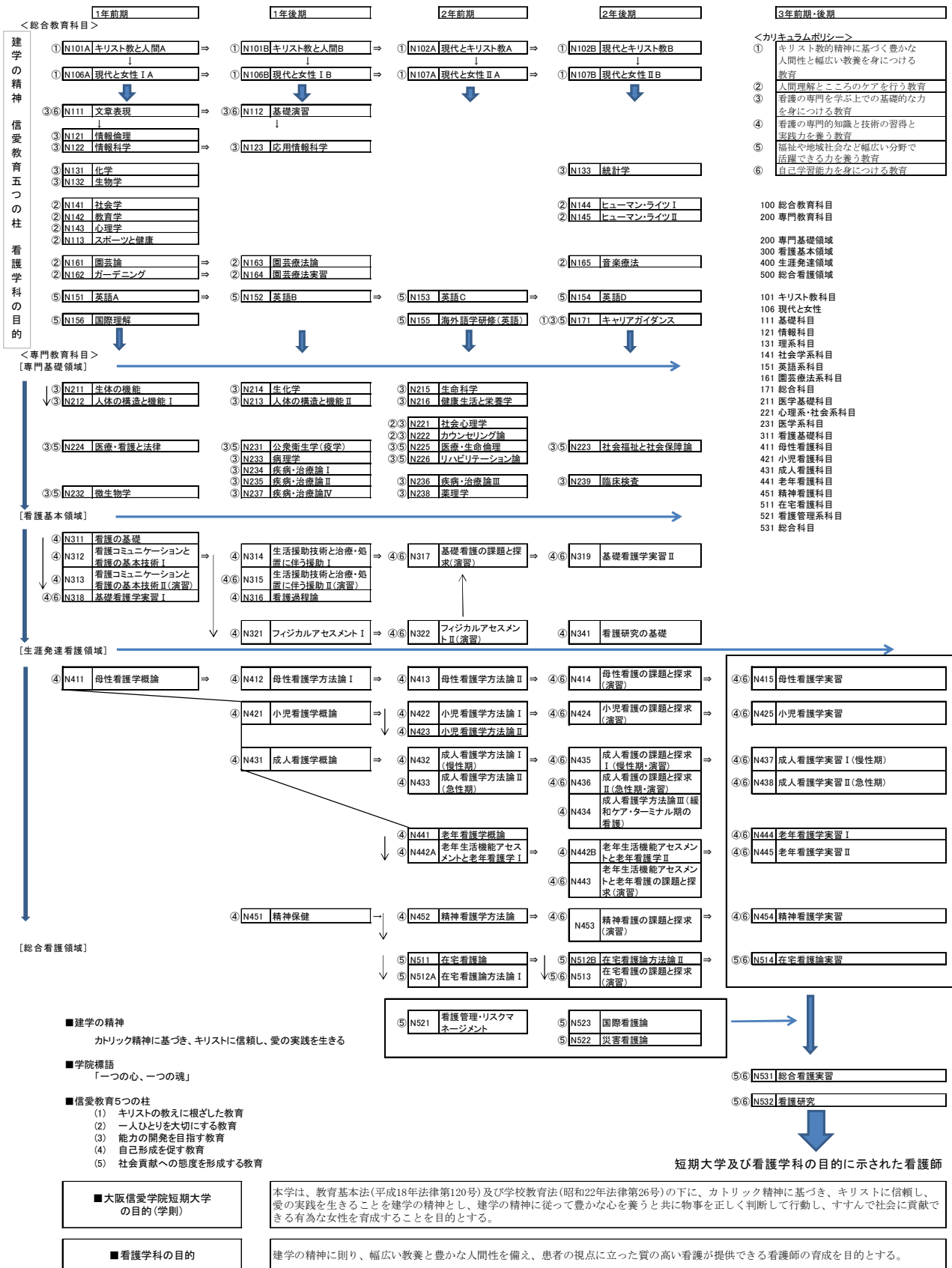
本学の学生で、ピアヘルパー資格取得を希望する者は所定の単位を修得し、日本教育カウンセラー協会の認定試験に合格しなければならない。合格した者には日本教育カウンセラー協会より「ピアヘルパー資格認定証」が交付される。なお、ピアヘルパー資格者は、教育・福祉・保育などの分野で2年の実務経験及び日本教育カウンセラー協会主催の養成講座を得て、初級カウンセラーの資格を取得することができる。

#### 【ピアヘルパー関係科目表】(ピアヘルパー受験資格を取得するには6単位以上必修)

授 業 科 目	単 位	開 講 年 次	備 考
心理学	1	I 前期	* 印の科目は看護学科の必修科目です。
教育学	1	I 前期	
カウンセリング論*	1	II 前期	
社会心理学*	1	II 前期	
精神看護学方法論*	2	II 前期	
精神看護の課題と探求(演習)*	1	II 後期	
計	7		



# 看護学科カリキュラムマップ



## 7. 履修登録

履修登録とは、卒業に必要な所定の授業科目及び免許状・資格を取得するために必要な科目を大学に届ける重要な手続きである。履修登録することによってはじめて授業科目の履修が可能となる。なお、選択科目において受講者数が6名に満たない場合、当該科目は開講しないことがある。

履修登録は自己の責任において行うものである。履修する科目については充分考慮し、登録する。

### 1. 手 続

- (1) 履修科目決定後、所定の期日までに Web 上で履修登録を完了させる。
- (2) 履修登録に必要な書類は学年度開始前及び後期開始前の履修ガイダンスにおいて配付の上、説明する。
- (3) 履修科目は指定されたグループで受講する。
- (4) すでに単位を修得した科目を再履修することはできない。ただし、不合格になった科目は次年度再履修することができる(39頁参照)。
- (5) 学年途中においてやむを得ない理由のため、受講不可能になった場合は速やかに所定の「履修取消願」に必要事項を記入し、教務部・事務室に提出する。必修科目の履修取り消しは認めない。各期開始より2ヶ月(7.5回の科目は開始より1ヶ月)を経過した後の履修取り消しは認めない。この期間内に失格になった場合においても取り消しは認めない(当該科目は不合格となる)。

### 2. 注意事項

- (1) 指定された期日までに手続きしていない場合は履修できない。
- (2) 登録していない授業科目の履修は認められない。たとえ受講してもその単位は認められない。

## 8. 授 業

### 1. 出 席

- (1) 授業は全出席を原則とする。
- (2) 授業時間は通常90分(1コマ)を基準とし、科目・履修時間等により180分(2コマ)、45分(半コマ)の場合がある。
- (3) 諸行事及び清掃等は教育活動の一貫として行っている。従って全出席を原則とする。
- (4) 集会・行事は関係授業に換算する場合がある。

## 2. 欠 席

- (1) 授業は全出席を原則とするが、やむを得ず欠席する場合は速やかに教務部・事務室に連絡すること。なお、事由が解消し登学の際、グループ担任を通して学生自身で欠席届を教務部・事務室に提出すること。(63頁及び65頁参照)
- (2) 登録した科目の欠席が全授業回数の3分の1を越えた場合、当該科目は失格となる。
- (3) 下記の理由による欠席については所定の手続きが完了し、認められた場合「公欠」となり、欠席回数に算入しない。①④については事後速やかに、また②③⑤については事前に、それぞれ「公欠願」(63頁参照)に必要な事項を記入し、必要書類を添えて教務部・事務室に提出すること。
- ① 忌引による欠席〔会葬礼状・葬儀証明書等、葬儀社で発行してもらえる証明書〕
    - 1. 一親等(父母、父母に準ずる保護者) …………… 7日以内(休日を含む)
    - 2. 二親等(祖父母、兄弟、姉妹) …………… 3日以内
    - 3. 三親等(伯・叔父母、曾祖父母、従・兄弟姉妹) … 1日
  - ② 公式試合出場等による欠席〔プログラム等〕
    - 1. 本学が加入している団体が主催する大会
    - 2. 本学の承認を得て登録している団体が主催する試合・発表会等
  - ③ 公的機関からの出演、出場依頼等による欠席〔派遣依頼書〕
  - ④ 緊急事態(災害、不可抗的な事由)の発生による欠席〔理由書等〕
  - ⑤ その他、教授会において公欠と認められる場合〔理由書等〕
- (4) 学校保健安全法施行規則第18条・19条に基づく感染症に罹患した場合、出校停止とする。なお、速やかに教務部・事務室に連絡すること。登学日は、状況に応じて変化するので、医師の指示に従うこと。回復後に医師の診察を受け「治癒証明書」を受け取り、登学時に欠席届とともに担任を通して学生自身で教務部・事務室に提出すること。医療機関に所定の用紙がない場合は、本学の書類を持参して証明をもらうこと。
- (治癒証明書は本学のホームページよりダウンロードすることができる。)

学校における感染症の種類と出校停止期間

感染症の種類		出席停止期間の基準
第1種	<p>エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。)</p> <p>*新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は第一種の感染症とみなす。</p> <p>現在、新型コロナウイルス(COVID-19)は指定感染症に指定されている(今後変更の可能性はある)。</p>	治癒するまで

感染症の種類		出席停止期間の基準
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあつては、3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎および <u>その他の感染症</u> ※	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認められるまで
	※その他の感染症 感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など)・サルモネラ感染症(腸チフス、パラチフスを除く)、カンピロバクター感染症・マイコプラズマ感染症・インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症・溶連菌感染症・伝染性紅斑・急性細気管支炎(RSウイルス感染症など)・EBウイルス感染症・単純ヘルペス感染症・帯状疱疹・手足口病・ヘルパンギーナ・A型肝炎・B型肝炎・伝染性膿痂疹(とびひ)・伝染性軟属腫(水いぼ)・アタマジラミ・疥癬・皮膚真菌症(カンジダ感染症)・皮膚真菌症(白癬感染症、特にトングランス感染症)	

学校保健安全法施行規則(令和元年7月1日改正) 抜粋

(4)による欠席については所定の手続きが完了し認められた場合、欠席回数に算入しない扱いとする。

### 3. 遅刻

- (1) やむを得ず遅れた場合、180分・90分授業においては授業開始後20分まで、45分授業においては10分までをそれぞれ遅刻として扱う。
- (2) 遅刻者は教務部・事務室に願い出て「入室許可願」(63頁参照)の発行を受け、これを授業担当者に提出することにより受講が可能となる。「入室許可願」を持たずに受講しても出席扱いとはならない。
- (3) 交通機関の延着による遅刻の場合は、「延着証明書」を教務部・事務室に提出し、その指示を受ける。「延着証明書」があっても遅刻扱いとなるが、規定の時間を越えていても入室できる場合がある。
- (4) 遅刻4回及び遅刻・早退合計4回をもって当該科目1回の欠席とみなす。

#### 4. 早退

- (1) 授業開始後早退した場合は原則として欠席扱いとなる。
- (2) やむを得ず授業を早退する場合、180分・90分授業においては授業終了時間より20分以内、45分授業においては授業終了時間より10分以内に限り遅刻と同等の扱いとする。その場合必ず授業担当者に申し出て早退すること。
- (3) 早退4回及び早退・遅刻合計4回をもって当該科目1回の欠席とみなす。

#### 5. その他

- (1) 授業内で行う試験において不正行為が認められた場合、その処置は教授会において決定される。
- (2) 授業において代返を行った場合、もしくは代返を依頼した場合、その処置は教授会において決定される。
- (3) 無断退室した場合、その処置は教授会において決定される。
- (4) 授業科目によっては出席カードによりその出席を確認することがある。
- (5) 授業科目によって座席を指定することがある。指定以外の席に着席している場合、欠席とみなす。
- (6) 講義の録音・撮影等は禁止（担当者の許可を得た場合は認められる）とする。

## 9. 学習の評価及び修了認定

学習の評価及び修了認定は考査によって行う。考査は筆記試験を原則とするが、口頭試験・学習報告(レポート)・実技をもってこれに代え、または併用する場合がある。なお、平素の提出物及び学習状態は参考資料として加味される場合がある。(シラバス参照)

#### 1. 定期試験

- (1) 定期試験は原則として前期と後期の最終時に実施する。
- (2) 定期試験の時間割は実施の1週間前までに発表する。

#### 2. 受験に関する注意

- (1) 試験場においては監督者の指示に従うこと。
- (2) 受験する際「学生証」を机の上に呈示すること。
- (3) やむを得ない事由のため遅刻した場合は直ちに教務部・事務室に届け出て「入室許可願」の発行を受け、その指示を受けること。通常、試験開始20分後に入室を許可する。  
その後はいかなる理由があっても入室できない。(延着証明書持参の場合も入室不可となる)
- (4) 試験中において不正行為が認められた場合は即刻退室しなければならない。この場合、当該科目は無効とする。その処分は卒業延期・停学を含め、教授会において決定される。
- (5) 試験場より一旦退室した場合、再入室は認めない。
- (6) やむを得ない事由のため試験が受けられない場合は速やかに教務部・事務室へ連絡すること。試験の日に下記のいずれかに該当する事由により欠席した者は、事由が解消し、最初に登学した時、  
[ ]に示す書類を添付した「欠席届」(63頁及び65頁参照)を担任に提出しなければならない。  
※ 病 気 [医療機関証明書または診断書]

- ※ 就職試験 [就職活動願・報告書]
- ※ 交通事故 [証明書または診断書]
- ※ その他やむを得ない事由による欠席 [理由書]

- (7) 次の各項のうちその一つに該当する者は受験資格が失われる。
- ① 必要とする出席数を満たしていない者。
  - ② その期の学費を完納していない者。

### 3. 試験方法

- (1) 試験開始 10 分前の合図により静かに試験場に入室し、指定の席につき静粛に試験開始を待つ。
  - (2) 試験時間は原則として 80 分とする。
  - (3) 試験開始より 40 分経過した後は本人の意思によって退室することができる。この場合、答案用紙はそれぞれの机の上にふせて退室すること。
  - (4) 試験終了の合図と共に一斉に筆記用具を置き、答案用紙をそれぞれの机の上にふせて退室すること。
  - (5) 筆記試験に代わるレポート等は必ず本人が指定の日時に教務部・事務室へ提出すること。その際、教務部・事務室の発行する所定の添付用紙に必要事項を明記し、必ず受領証を受け取ること。
- 注— 実技試験についてはこの限りではない。

### 4. 評価と修了認定

- (1) 各授業科目の評価は 100 点法により 60 点以上を合格、60 点未満を不合格とする。  
評価は S・A・B・C・F をもって表す。  
S (秀 90 点～100 点)  
A (優 80 点～89 点)  
B (良 70 点～79 点)  
C (可 60 点～69 点)  
F (不可 60 点未満)
- (2) 合格した者に対しては教授会の議を経てその科目の修了を認め、単位を与える。
- (3) 授業回数の 3 分の 1 を越えて欠席した場合、当該科目は失格となり不合格とする。
- (4) その期の学費を完納していない者については、当該科目の評価は行わない。
- (5) その期の評価で不合格が 4 科目以上の場合、原則として保護者懇談を行う。
- (6) 学業結果を総合的に判断する指標として評点平均値 (GPA : Grade Point Average) を用いる。各成績評価段階に 4.0～0.0 の評点 (Grade Point) [S : 4、A : 3、B : 2、C : 1、不合格 : 0] を付与して、1 単位あたりの GPA を算出する。GPA が 1 に満たない場合は退学勧告を行う。  
2 GPA が 1.2 に満たない場合は、原則として原級に留める。 (43 頁参照)
- (7) 成績評価に関する質問・疑義のある場合は、各期の成績発表の日から 1 週間以内に教務部・事務室に備え付けの所定の用紙に必要事項を記入の上、教務部・事務室に提出する。ただし、後期は追再試験の 2 日前までに申し出ること。

### 5. 追試験

病気その他やむを得ない事由により定期試験を欠席した者は、教授会の議を経て許可された科目のみ追試験を受けることができる。事由によっては、欠席科目の一部、または全部の科目の追試験を許可されないことがある。

- (1) 追試験は教務部・事務室の定める日時に行う。
- (2) 追試験の手続きは所定の日時に完了すること。
- (3) 追試験での就職活動等は認めない。
- (4) 追試験の評価は原則としてその2割を減点する。
- (5) 追試験の追試験は原則として認めない。

## 6. 再試験

F (不可) の評価を受けた者は教授会の議を経て許可された科目のみ再試験を受けることができる。事由によっては不可科目の一部、または全部の科目の再試験を許可されないことがある。

- (1) 再試験は教務部・事務室の定める日時に行う。
- (2) 再試験の手続きは所定の日時に完了すること。
- (3) 再試験での就職活動等は認めない。
- (4) 再試験による科目の評価は合格の場合、「C (可)」とする。
- (5) 再試験の追試験は原則として認めない。

## 7. 追・再試験の手続(65頁参照)

- (1) 追・再試験を許可された者は、教務部・事務室で発行する「受験願」に必要事項を記入・捺印の上、受験料を支払い、手続きを行う。
- (2) 上記(1)の手続きを所定の日時までに行わない場合は棄権したものとみなす。
- (3) 受験料 …… 1科目につき1,000円  
ただし、看護学科の臨地実習については、科目履修費に相当する金額を支払う。

## 8. 通年科目の中間考査

- (1) 本学においては、学習の中間評価のため、またその教育的見地から、通年科目の中間試験を前期最終授業時に実施することを原則としている。
- (2) 試験当日の欠席者及び不合格者については、前期終了科目のそれと同じように、教授会の議を経て、許可された者に対してのみ追・再試験を実施する。
- (3) 追・再試験の手続・受験料・日程等は、すべて前期終了科目のそれと同じ扱いとなる。
- (4) 追・再試験の結果、不合格となった場合、学年末試験の成績評価は、中間試験の不合格によるマイナス評価を含めたものとなる。
- (5) 正当な理由がなく試験を欠席した場合、追試験は認めず、前期の評価は認めない。また、正当な理由がなく追・再試験手続を所定の日時まで完了していない場合、追・再試験は認めず、前期の評価は認めない。また、前期の授業回数の3分の1を越えて欠席した場合、前期の考査成績はつけない。なお、学年末の成績評価は相当なマイナス評価となる。

# 10. 再履修

## 1. 再履修

不合格となった科目の再履修は次の通りである。

(1) 年間の履修科目の半数以上不合格となった場合、または、GPA 値が 1.2 に満たない場合、原則として原級に留める。

(看護学科 2 回生については 31 頁参照)

(2) 教育・保育実習は、原則として在学中の再履修は認めない。看護学科の臨地実習は、原則として当該年度の再履修は認めない。

(3) 再履修が必要な科目は、次年度に履修登録する。

## 2. 卒業延期者に対する規程

第 1 条 この規程は卒業延期者(以下卒延者という)の取扱いについて規定する。

第 2 条 この規程において卒延者とは若干の学科目の単位が修得できないため、所定の期日に卒業できなかった者をいう。

第 3 条 次にあげる者はこの規程における卒延者に含まない。

1 長欠または休学中のため卒業できない者。

2 卒業の要件を具備したが、学費未納あるいは懲罰を受けたため卒業を保留された者。

第 4 条 卒延者は、子ども教育学科は第 2 学年在籍者として、看護学科は第 3 学年在籍者として取扱う。

第 5 条 卒延者の卒業期日は卒業の要件が満たされたときを基準として、9 月 30 日または翌 3 月の卒業期日のいずれかとする。

第 6 条 卒延者の学費は科目等履修生の履修料に準ずる。

## 3. 看護学科第 2 学年留年学生に対する規程

第 1 条 この規程は看護学科の第 2 学年在籍の留年学生の取扱いについて規定する。

第 2 条 この規程における留年学生で、若干の学科目の単位が修得できなかったため、第 3 学年に進級できなかった者の学費は科目等履修生の履修料に準ずる。

# 11. 既修得単位等の認定に関する規程

第 1 条 この規定は学則第 20 条第 4 項に基づき、既修得単位等の認定について定める。

第 2 条 既修得単位等の認定を希望する者は、本学に入学した年度の前期履修受付期間内に所定の「単位認定願」に単位修得証明書を添えて、学長に願い出なければならない。

第 3 条 単位の認定は教授会の議を経て行うものとする。

第 4 条 認定した単位の表記は、「認」として処理するものとする。

# 12. 掲示及び提出物

## 1. 掲 示

学生への通知・伝達事項は指定の告知板に掲示する。見落とし、または不注意による掲示事項の不履行については各自がその責任を取らなければならない。



## 2. 提出物

- (1) 教務部・事務室への提出物は締切り日時を守ること。所定の日時を過ぎたものは受け付けない。
- (2) 授業担当者に直接提出するレポートは教務部・事務室では扱わない。

## 13. 休学・復学・退学・除籍

### 1. 休学

- (1) 病気・その他やむを得ない事由のため2か月以上就学できないことが予測される場合は、その事由を詳記した「休学願」を提出し、許可を受けなければならない。
- (2) 病気による休学の場合は医師の診断書を添える。
- (3) 休学の期間は当該年度内とする。休学期間が次年度にわたる場合には改めて「休学願」を提出し、許可を受けなければならない。(65頁参照)
- (4) 休学する場合、半期毎に在籍費を納入しなければならない。

### 2. 復学

- (1) 休学の事由が解消し、復学を希望する場合はその理由を明記した「復学願」を提出し、許可を受けなければならない。(65頁参照)
- (2) 復学の許可は原則として学年度初めとする。

### 3. 退学

- (1) 退学しようとする者は「退学願」を提出し、許可を受けなければならない。(65頁参照)
- (2) 退学を願い出る者はその期までの授業料を完納しなければならない。
- (3) 退学を願い出る者は学生証・貸与されている書籍・ロッカー・傘立ての鍵などを速やかに返還しなければならない。

### 4. 除籍

学則第54条により、条件に該当する学生は除籍とする。(13頁参照)

## 14. 気象警報・交通機関不通等に伴う臨時休業措置

### 1. 気象警報

- (1) 大阪府下に特別警報あるいは暴風警報が発令された時
    - 午前7時現在発令中・・・1・2時限休講（自宅待機）
    - 午前10時まで解除・・・3時限（12時50分）より授業
    - 午前10時現在発令中・・・全日休講
- ・登下校途中に上記警報が発令された場合は、安全を第一に考え、対処すること。
  - ・授業中に上記警報が発令された場合は、教務部・事務室より指示する。

(2) 上記に関らず、各自の居住地の気象情報を判断して適切に行動し、欠席した時は後日すみやかに「欠席届」を担任に提出すること。(63 頁及び 65 頁参照)

## 2. 交通機関不通等

交通機関の不通等で、代替機関でも登学できない場合は、理由書を添付して後日速やかに「欠席届」(63 頁)を担任に提出すること。

<備考>電話による問い合わせには応じない。

# 大阪信愛学院短期大学 GPA 規程

## (目 的)

第1条 大阪信愛学院短期大学（以下、本学という）において、学業結果を総合的に判断する指標として、GPA（Grade Point Average：評点平均値）を用いる。

## (GPA の定義)

第2条 GPA は、各科目における成績評価段階に4から0の評点（Grade Point）[S:4、A:3、B:2、C:1、F:0]を付与し、1単位当たりの成績評価値とする。

## (GPA の活用)

第3条 GPA は、学生が自己の学習成果の状況を認識し、成績向上を目指すための指標として、また、本学が行う学生の学業奨励（学長賞、レーヌアンティエ奨学金授与等）、履修規準、学習指導、各種推薦等に活用する。

## (GPA による履修規準)

第4条 GPA は、次の履修に関する規準として用いる。

- (1) GPA が3以上の者は、別に定める履修上限単位数を越えて履修することができる。
- (2) GPA が1.5未満の者は、別に定める履修上限単位数から3単位を減じた単位数を履修上限単位数とする。
- (3) 子ども教育学科においては、1回生時のGPAが2未満の者は小学校教育実習を履修できない。

## (GPA による学習目標・指導)

第5条 GPA による学習到達目標の基準を2.5とし、各期毎にGPAが上昇するように、学生に指導する。

- 2 GPA が2未満の者については学習改善がなされるよう学習指導を行う。1.5未満の者については、保護者懇談も行う。
- 3 GPA が1.2未満の者については、原則として進級できない。

## (GPA による退学勧告)

第6条 GPA が1に満たない場合、退学勧告を行う。

## 附則

この規程は平成30年4月1日から施行する。

## 大阪信愛学院短期大学科目等履修生に関する規程

### (目 的)

第 1 条 この規定は、学則第 46 条に基づき科目等履修生について必要な事項を定める。

### (資 格)

第 2 条 科目等履修生の出願資格は、高等学校を卒業した女子、またはこれと同等以上の学力があると認められた女子とする。

なお、教員免許状取得の目的をもって履修する者は、その基礎資格を有する者でなければならぬし、保育士資格取得の目的をもって履修する者は保育士養成所を卒業した者でなければならぬ。

### (出願手続き)

第 3 条 履修を希望する者は、本学所定の書類に所定の検定料を添えて所定の期日までに願出しなければならない。

### (選考と許可)

第 4 条 科目等履修生の選考は、提出書類及び面接によって行う。

2 履修生の許可は、教授会の議を経て学長が決定する。

### (手 続)

第 5 条 履修を許可された者は、所定の期日までに履修手続きを行い履修料を納めなければならない。

2 所定の期日までに手続きを行わないときは、科目履修生の資格を失う。

### (履修時期及び履修期間)

第 6 条 履修時期は 4 月及び 10 月とする。履修期間は当該科目の開講される期間とし、1 年以内とする。

### (履修単位の制限)

第 7 条 履修できる単位数は、当該年度において 30 単位以内とする。ただし、教員免許状及び資格等取得の目的をもって履修する単位数についてはこの限りではない。

### (納 入 金)

第 8 条 科目等履修生は所定の登録料、履修料を納入しなければならない。ただし実習科目の場合には、実験実習費を加算するものとする。

2 前項の納入金は、所定の期日までに納入しなければならない。

3 既に納入された納入金は、事由の如何を問わず返還しない。

### (単 位)

第 9 条 科目等履修生には、受講した科目の試験等に合格した場合は、単位を与えることができる。

2 単位を修得した場合は、その授業科目についての単位修得証明書を交付する。

### (規 則)

第 10 条 科目等履修生に対する学内規則としては、正規の学生に適用されている規則を準用する。

### (科目等履修生証の交付)

第 11 条 科目等履修生には、科目等履修生証を交付する。

### (履修の取消)

第 12 条 科目等履修生としてふさわしくない行為があったときは、教授会の議を経て学長が履修の許可を取り消すことがある。

### 附 則

この規程は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

## 大阪信愛学院短期大学看護学科研修生に関する規程

第1条 本規定は、本学看護学科卒業生で看護師国家試験受験のために必要な研修を受けようとする者（看護学科研修生、以下研修生とする）について定める。

第2条 研修生を希望する者は、本学所定の書類により所定の期日までに願出しなければならない。

第3条 研修生の選考は、提出書類及び面接によって行う。

2 研修生の許可は、教授会の議を経て学長が決定する。

第4条 研修生を許可された者は、所定の期日までに手続きを行い、研修料を納めなければならない。

2 研修料は、登録料、聴講料、およびその他研修に必要な費用とする。

3 所定の期日までに手続きを行わないときは、研修生の資格を失う。

4 すでに納入された納入金は、事由の如何を問わず返還しない。

第5条 研修の開始時期は原則として4月及び10月とする。研修期間は当該年度の末日までとする。

第6条 研修生に対する学内規則としては、正規の学生に適用されている規則を準用する。

第7条 研修生には研修生証を交付する。

第8条 研修生としてふさわしくない行為があったときは、教授会の議を経て学長が研修の許可を取り消すことがある。

附則

この規定は平成24年4月1日から施行する。

備考

第4条の登録料、聴講料は当分の間、以下に示す額とする。

登録料 15,000円

聴講料 1科目 3,000円

学 生 生 活

# 学生生活について

大学は学生の重要な生活の場である。学生は本学の建学の精神を尊び、その学風に親しみ、学生としての品位を保ちながら、学業の充実をはかり、実り豊かな学生生活を送るようつとめなければならない。

学生部は、学生一人ひとりが、上記の事柄を円滑に実践できるよう助言・協力するものである。

## 1. 学生生活の諸規定

### 1. 学生証

- (1) 学生証は、本学に在籍の学生であることを証明するものであるから、常に携帯し求められる時はいつでも呈示しなければならない。
- (2) 図書館利用や試験などの場合は、学生証を呈示しなければならない。
- (3) 学生証を紛失した時は、子ども教育学科の学生は城東学舎学生部、看護学科の学生は鶴見学舎事務室（以下「学生部・事務室」と記す）に紛失届を直ちに提出し、再発行の手続きをする（63 頁参照）。
- (4) 学生証の記載内容に変更が生じた場合は、再発行の手続きをする（63 頁参照）。
- (5) 学生証がその有効期間を経過した時は、再発行の手続きをする（63 頁参照）。
- (6) 卒業または退学等によって、学籍を離れた時には、直ちに学生部・事務室に返還する。

### 2. 服 装

学生は礼儀をわきまえ、勉学の場にふさわしい清楚で、品位のある服装を心がけなければならない。

下記の授業・行事などにおいては、黒・紺・ダークグレーの無地系統のスーツなどを着用する。

- ・ 入学式
- ・ 「現代と女性ⅠA・B、現代と女性ⅡA・B」
- ・ 卒業式
- ・ 教育・保育実習、看護実習（原則として）
- ・ ミサなどの宗教行事
- ・ その他別に定める時

### 3. 情報伝達

- (1) 大学より学生への伝達は主に掲示板を通して行われる。
- (2) いったん掲示した事項は周知のこととされる。責任をもって毎日掲示を見ること。
- (3) 学生が掲示を希望する場合は、あらかじめ子ども教育学科の学生は城東学舎学生部、看護学科の学生は鶴見学舎事務室で許可を受け、所定の場所に掲示することができる。
- (4) 掲示期間は原則として2週間とする。
- (5) 学生が、雑誌・小冊子・ポスター・ビラ等の配布・署名運動・物品の販売等をしようとする時は、あらかじめ学生部・事務室で許可を受ける。ただし、本学の目的、方針にそぐわない掲示・配布等は許可されない場合がある。
- (6) 学内放送は原則として、公的な用件のみに使用される。

#### 4. 施設・設備等の利用

- (1) 本学の施設設備等を利用する時は当該施設、設備管理者の許可を得る。

使用願い先

##### 城東学舎

- ・美術関係：絵画研究室
- ・体育関係：体育研究室
- ・音楽関係：音楽研究室
- ・その他：教務部及び関係研究室

##### 鶴見学舎

- ・調理関係：鶴見事務室
- ・情報処理関係：情報メディア研究室
- ・看護関係：看護研究室
- ・その他：事務室及び関係研究室

- (2) 場合によっては使用料を求められることがある。  
 (3) 万一破損又は紛失した場合、その弁償を求められることがある。  
 (4) 下記の場所では、飲食を許可する。ゴミ処理・マナーには充分注意すること。

	飲食できる場所	飲食できない場所
城東学舎	1、2階各教室 301・302教室 学生ラウンジ	ML教室・401教室 ネットコーナー、ピアノセル
学院本館 新館	1階 短大大教室 3階 短大小教室①～③	左記以外できない
鶴見学舎	107・201・202・203・204・ 205教室 学生ラウンジ 105教室（ただし、パソコン使用時は飲食不可）	4・5階各実習室 メディアコーナー（ただし、蓋つき飲み物可）

#### 5. 登下校

- (1) 学内への出入りは原則として城東学舎はカリヨンタワー門、鶴見学舎は玄関を使用する。  
 (2) 各門の開門時間帯は次の通りである。※変更については事前に掲示する。

##### 城東学舎

	月～金	土・日・祝・休暇中
カリヨンタワー門	7:00～19:00	土 7:00～19:00 日・祝 閉門
短大門	行事のみ開門	行事のみ開門
西門	7:00～19:00	7:00～19:00

※カリヨンタワー門は、日中閉鎖時間帯が設定されることがある。その場合の出入り方法は別途案内する。

##### 鶴見学舎

	月～金	土	日・祝
正面玄関	8:00～17:00	8:00～14:00	閉門

※西通用口からの入館は原則平日 18:00、土曜日 14:00 とする。



- (3) 下校は 18 時までとする。時間延長の場合及び、休日の場合は、担当教員（又は顧問）が参加していることを原則とする。鶴見学舎では、平日の 18 時・土曜の 14 時以降も学内に残る場合は、鶴見事務室のカウンターに設置されたノートに「学籍番号・氏名・使用教室・帰宅時間」を記入すること。

## 6. 自転車通学

- (1) 本学と現住所の通学距離が 1 km 以上で交通の便が悪いと認められる場合は、自転車通学を許可する。
- (2) 希望者は自転車通学許可願に必要事項を記入し、担任捺印の上、子ども教育学科の学生は城東学舎学生部、看護学科の学生は鶴見学舎事務室へ提出する。
- (3) 自転車保険は加入のこと。
- (4) 希望者が多数で自転車置場の収容能力範囲を越える場合は、事情等考慮の上、許可される。
- (5) 許可証（自転車ラベル）を学生部・事務室で受け、自転車に必ず貼付する（費用を納付する）。
- (6) 下記の注意事項に違反した場合は、許可が取り消される。
- ① ラベルのない自転車での通学。
  - ② 構内での乗車（校門の出入りは降車する）。
  - ③ 指定された場所以外での放置。
  - ④ 道路交通法に定められた事項。

## 7. 自動車通学

自動車及びモーターバイクでの通学は禁止する。違反の場合は処罰の対象となる。

## 8. 喫煙

喫煙は法的意味においてのみでなく、成年に達した学生であっても、その健康上におよぼす影響、また火災等を考慮して本学ではこれを禁止する（電子たばこも同様）。違反の場合は処罰の対象となる。

## 9. アルバイト

学生時代のアルバイトは、社会を学ぶ貴重な経験である。しかし、疲労等が原因で、学生の本分である学業がおろそかになってしまう場合もある。仕事の内容・時間帯などを十分検討し、学業に支障のない範囲にとどめること。本学では、原則としてアルバイトの奨励・斡旋は行わない。

## 10. 学生旅客運賃割引証（学割証）

- (1) 学割証は片道乗車区間の距離が 100 km を越えて旅行する場合に限り使用できる。
- (2) 学割証の発行を希望する場合は、学割証発行願に必要事項を記入し、学生部・事務室へ提出する。発行は証明書の発行に準ずるものとし、交付の際は学生証を呈示すること（64 頁参照）。
- (3) 学割証の 1 か年における一人当たりの発行枚数は原則として 10 枚までとする。ただし、同時に交付請求できる枚数は原則 2 枚までとする。なお、2 枚以上必要な場合は申し出ること。
- (4) 学割証は記名本人に限り使用できる。学割証の裏面に記載されている使用上の注意を厳守すること。

## 11. 通学証明書

- (1) 通学証明書は、通学定期券を購入する際に必要である。
- (2) 通学証明書は、原則として 4 月に交付し、その後 1 年間有効である。

(3) 下記のことが生じた場合、通学証明書発行願に記入し、学生部・事務室へ提出すること（64 頁参照）。

- ① 紛失
- ② 転居
- ③ 通学経路変更
- ④ その他

※ ①以外の理由で発行を希望する場合は、使用中の通学証明書と共に提出すること。

(4) 通学区間は、居住地最寄り駅と学校最寄り駅との相互間（最短距離）である。

(5) 通学証明書の裏面に記載されている使用上の注意事項を厳守すること。

## 12. 身上異動

学生は次のような変更が生じた場合、身上異動届を担任捺印の上、教務部・事務室へ直ちに提出すること（63 頁参照）。

- (1) 本人の現住所・電話番号の変更
- (2) 戸籍上の変更(改姓・家族の死亡等)
- (3) 保証人の変更
- (4) 保証人の住所・電話番号の変更

## 2. 学生の日常生活

### 1. グループ担任制

本学では学生生活を円滑におくり充実向上させるためにグループ担任制をとっている。学生は学生生活の上で次の事項について担任と相談し、指導を受ける。

- (1) 学業面、精神面等個人的問題について担任と自由に話し合い、相互の人間関係を深める。
- (2) 諸届書類は担任の捺印を受ける。
- (3) 成績発表は担任を通して行われる。
- (4) 就職について原則的には就職部が助言指導を行うが、担任ともよく相談し、指導を受けることが望ましい。
- (5) 学生の家族が死亡した時、不慮の事故、災害にあった場合、入院等による長期欠席の連絡等、担任にその旨届け出ること。
- (6) その他、学生生活に必要な事項。

### 2. 学生相談

本学では、学生部に学生相談室を設けている。学生生活の中で生じた不安や悩み、学生自身で解決できない諸問題について、学生部が初期相談窓口となる。また、学生部は相談内容により、学生相談室の相談員、相談医との連携を行う。基本的人権やキャンパス・ハラスメント等に関する相談、女性に対する犯罪被害相談も学生部が窓口となる。この窓口は、月曜日から金曜日の 9 時から 17 時まで受け付けている。

学生部はもとより各自の担任、授業担当者などにも遠慮なく積極的に相談し、助言を得るようにすること。教職員は学生一人ひとりの事情の理解に努め、問題の改善、解決のために努力を惜しまない。

また近年、薬物乱用の危険性や SNS を始めとする各種インターネット・サービスに関する問題（69～71 頁参照）も指摘されている。賢明な判断力をもってこのような被害に遭わないよう注意すること。困ったことが生じた場合は、すぐに学生部に相談すること。

### 3. オフィスアワー

本学では、設定された時間帯に教員が研究室で学生の相談に応じるオフィスアワーを設けている。さらに授業の空き時間、昼休み、放課後等を利用して個人面談も可能であり、全教員が学生の様々な相談に応じている。

1. 日 時：時間割で設定された曜日・時間帯
2. 場 所：各教員の研究室
3. 相談内容：学生生活全般に関すること

### 4. 学舎内の整備・美化

勉学能率の向上のため、環境への配慮の心を育てるために、キャンパス内を美しく維持する心がけをもち、相互に奉仕する。

### 5. 行 事

本学で行われる行事は本学の教育方針に対する理解を深め、一層の自己啓発に励むことを目的としている。学生と教職員が力を合わせ、全学をあげて行事に取り組むことにより、意義深いものを体得することができる。卒業後の社会において使命を果たすことができる資質を養うため、組織の中で自己をみがく機会としてカリキュラムに組み込まれている。以上の理由により、行事への参加は授業の出席と同様に取り扱われている。

#### <宗教行事>

キリストの教え(建学の精神)に基づいて教育を行っている本学では、教育の一貫として、下記の宗教行事を行っている。

「聖母をたたえて」「前期の恵みを感謝して」「追悼式」「クリスマスの集い」

「成人式」「国家試験に向けて(看護学科3回生)」「卒業を感謝して」

#### <フレッシュマン キャンプ>

学外で1泊2日、寝食を共にして行われる新入生のための研修会である。建学の精神を学び、学風に親しみ、教員と学生相互の理解を深め、有意義な学生生活を送るための心構えを養うことを目的としている。

#### <文化行事>

学生たちが教養深い情操豊かな女性に育つことを願い、本学では日頃の専門分野に加えて、広く活躍している著名人を招き、文化講演会・音楽会等を開催している。これは一般にも広く公開される。

#### <短大祭(楓祭)>

楓祭は全員参加のもとに行われる。創造性、自主性、および協力奉仕の精神を養う場として設けられる。

#### <演奏会・表現フェスタ>

学生・教職員および卒業生の一致協力のもとで開催される。音楽や表現活動を通して、芸術性・創造性を養うとともに、調和のとれた人の育成を目的としている。

#### <戴帽式>

本格的臨地実習に臨む3回生の4月に戴帽式を挙げる。式では看護の精神を表す象徴であるナースキャップをいただき、看護師への決意を新たにし、さらなる自己研鑽をして看護への道を邁進する事を誓う。

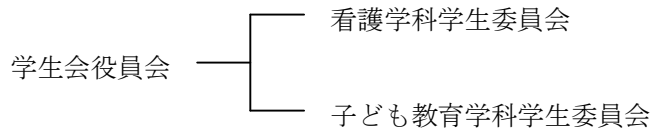
### 3. 学生の活動

#### 1. 学生会

本会は学生が相互の信頼と理解を深め、学生生活をより有意義にすることを目的とする。

- (1) 本会は本学の全学生をもって構成する。
- (2) 本会は学生会会則に従い運営される。
- (3) 本会は目的を遂行するために、企画実行機関として学生会役員会および各学科学生委員会をおく。

##### ◎ 学生会組織



##### ◎ 各学科学生委員会

- ① 学生委員会は各グループの代表・副代表で構成される。学生委員は、OSACを兼任する。

OSACとはOsaka Shin-Ai Committee(大阪信愛委員会)のことで、大阪信愛学院の建学の精神を具現化するための学生の組織である。学生はカトリック精神に基づいた本学の建学の精神を理解し、すすんで愛と奉仕の心をもってキリスト教的行事・募金・福祉活動などを行う。

- ② 委員の心得

- ・委員は自分の任務を果たし、会員の水準向上につとめる。
- ・委員は、学生委員会で討議されたこと、及び決議された事項を各グループに報告し、説明する。

- ③ 学生委員会には次の役員をおく。

- ・学生委員長
- ・学生副委員長
- ・OSAC委員長
- ・OSAC副委員長
- ・短大祭委員長
- ・短大祭副委員長

- ④ 役員の役割

学生委員長

- ・各学科学生委員会を代表し、会務を統括する。
- ・各学科学生委員会の議長をつとめる。

学生副委員長

- ・学生委員長を補佐する。
- ・学生委員長の職務を代行することがある。
- ・全ての会議の記録をとる。
- ・学生委員会の活動を全学生に知らせ、広報・諸費用の収支・学内美化・卒業アルバムの作成につとめる。

#### OSAC 委員長

- ・建学の精神に基づいてカトリック・ミッションスクールの雰囲気づくりにつとめ、年間のキリスト教的行事・募金・福祉等の奉仕活動を推進する。

#### OSAC副委員長

- ・OSAC委員長を補佐する。
- ・OSAC委員長の職務を代行することがある。

#### 短大祭委員長

- ・各グループの短大祭委員及びクラブ・有志の代表をまとめ、短大祭が円滑に行われるようにつとめる。

#### 短大祭副委員長

- ・短大祭委員長を補佐する。
- ・短大祭委員長の職務を代行することがある。

#### ⑤ 学生委員会の開催

- ・原則として月1回とする。
- ・必要に応じて本委員会に属さない学生を招集し、会議を開くことができる。
- ・学生委員会において学長の委嘱する教員の指導助言を受ける。
- ・本委員会の決議を実行するにあたっては学長の承認を必要とする。
- ・学生委員会に教員は誰でも出席することができる。
- ・学生委員会の承認があれば、学生は誰でも学生委員会を傍聴することができる。

#### ⑥ 学生委員会の役員選挙

- ・告示は選挙の1週間以前に行う。
- ・選挙は学生課と選挙管理者によって進められる。
- ・選挙管理者4名は学生課が指名する。
- ・学生委員会の役員選挙はすべて過半数の得票を得るまで繰り返して投票する。
- ・選挙の結果は学長の承認を得て学生部長が公示する。

#### ◎学生会役員会

① 学生会役員会は各学科学生委員会役員で構成される。

② 学生会役員会には次の役員をおく。

- ・学生会会長
- ・学生会副会長

③ 役員役割

- ・学生会会長は本会を代表し、会務を統括する。
- ・学生会副会長は会長を補佐し、会長の職務を代行することがある。

④ 役員会の開催

- ・学生会役員会は原則として月1回とする。
- ・必要に応じて本役員会に属さない学生を招集し、会議を開くことができる。
- ・学生会役員会において学長の委嘱する教員の指導を受ける。
- ・学生会役員会の決議を実行するにあたっては学長の承認を受ける。
- ・学生会役員会に教員は誰でも出席することができる。
- ・学生会役員会の承認があれば、学生は誰でも役員会を傍聴することができる。

⑤ 選 挙

- ・学生会会長、副会長は学生会役員会において、各学科学生委員長より選出される。

◎グループ委員

① 構 成

- ・各グループから、次の委員が選出される。

グループ代表 1名

グループ副代表 1名

短大祭委員 2名 (看護学科3回生は選出しない場合がある。)

② グループ委員の役割

代 表

- ・担任と絶えず連絡をとり、自主的にグループ運営につとめる。
- ・グループの集会において担任の助言指導を受け、司会をつとめる。
- ・グループの代表として学生委員会に出席する。

副代表

- ・代表を補佐する。
- ・代表と共に学生委員会に出席する。

短大祭委員

- ・短大祭におけるグループの催しが円滑に行われるようつとめる。

◎グループ委員の選挙

① グループ代表・副代表は学生委員会役員選挙者及び被選挙者になることを念頭において慎重に選ぶこと。

- ・告示は選挙の1週間以前に行う。
- ・選挙は担任と担任が指名した選挙管理者によって進められる。
- ・代表、副代表の選挙は過半数の得票を得るまで繰り返して行う。
- ・各委員は最多数の票で推された者を当選とする。

② 選挙の結果は学長の承認を得て学生部長が公示する。

◎学科学生委員会の役員

役 員	定数	学 年
学生委員長	1名	2回生
学生副委員長	1名	2回生
	1名	1回生
	1名	3回生
OSAC 委員長	1名	2回生
OSAC 副委員長	1名	2回生
	1名	1回生
	1名	3回生
短大祭委員長	1名	2回生
短大祭副委員長	1名	1回生

\* 3回生の学生副委員長・OSAC 副委員長は看護学科のみ

## 2. クラブ活動等

個々の活動を通して創造性、自主性、社会性を培い、人間性の豊かな成長とふれあいの場を提供するものである。正課に加えてこのような場に積極的に参加することにより、学生生活の喜びをより深く味わうことができるであろう。

聖書研究会	聖歌隊
-------	-----

### 【文化系クラブ】

愛の一粒会	英語クラブ	演劇部
栄養教育研究会	園芸クラブ	合唱部
管楽アンサンブル	環境・バイオクラブ	ギタークラブ
吹奏楽部	手話クラブ	情報処理研究会
シンセサイザー研究会	新聞部	心理学研究会
美術部	放送部	マリimbaクラブ
モンテッソーリ幼児教育研究会	幼児歌遊び研究会	

### 【体育系クラブ】

水泳部	卓球部	硬式テニス部
バレーボール部	舞踊部	バドミントン部

### 【同好会】

アロマタッチ研究会
-----------

- (1) 各クラブの部長は年間の活動計画書とクラブ員名簿を作成し、5月末日までに学生部に届け出ること。
- (2) クラブ活動は顧問の指導のもとに行うこと。
- (3) 学外におけるクラブ活動や、学内において特別の活動を行うときは課外活動願（63頁参照）を、1週間前（長期休暇中の場合は授業終了時）までに顧問と学生部を通して学長に願い出ること。
- (4) クラブが学外団体に加入しようとするときは、学生部を通して学長に願い出ること。
- (5) 学生が新たにクラブを結成しようとする場合は、学長の許可を受けること。
- (6) 前項の許可を受けるには、有志3名以上連署、押印の上、結成希望者、計画書を作成し、学生部を通して学長に願い出ること。
- (7) 前項により結成許可を受けた場合、1年間は同好会とし、教授会の審議を経て、クラブへ昇格させることができる。
- (8) 結成許可を受けたクラブ（または同好会）は学長より専任教員を顧問として委嘱され、その助言指導を受けること。
- (9) クラブを解散するときは、直ちに学生部に届け出ること。

## 3. ボランティア活動

人々のために役立ちたいという思いを発端として始められた活動である。アフリカのチャドやカンボジア（本学院の母体であるショファイユの幼きイエズス修道会支部の所在地）及び被災地等への援助や福祉活動が行われている。

#### 4. 小さき花の会

この会の目的は信仰に基づいた交わりや活動を通して互いに成長し、その喜びを周囲に分ち合っていくことにある。

会員は学内における宗教行事に協力する。カトリックの教えを信じ、洗礼を受けている者はすべてこの会員となる。また、キリストの教えに関心を寄せる学生も自由にこの集まりに参加することができる。

#### 5. 学生の集会

- (1) 学生が諸種の集会・活動を学内において行うときは、学長の許可を受けなければならない。
- (2) 前項の許可を受けるには、書面により責任者が押印の上、3日前までに担任と学生部を通して学長に願い出ること。
- (3) 担当教員の指導のもとに行われる通常の集会、活動の場合には、前項までの許可を必要としない。
- (4) 学生の集会・活動または学外団体への参加等が、本学の目的・方針にそぐわないときは、許可されないことがある。

## 4. 表 彰

学則 52 条に基づき、学長賞・創立者賞・信愛賞を設け、卒業時に表彰する。また、その他、表彰することがある。

- (1) 両学科において、学業・人物ともに最も優れた人に学長賞を与える。
- (2) 信愛教育を豊かに実らせ、学院や地域社会に貢献し、もって学生の範とする人に創立者賞を与える。
- (3) 特別の功績を示した人に、信愛賞を与える。
- (4) 特別な努力をした人に、ベルナルディヌ賞を与える。

## 5. 福利厚生

### 1. 奨学金制度

本学には、日本学生支援機構、レーヌ・アンティエ奨学金、大阪信愛 125 周年記念奨学金、大阪信愛女学院育英奨学金、安悦子・安在祐奨学金の制度がある。その内容、手続きは以下の通りである。

日本学生支援機構奨学金希望者は、学生部・事務室に問い合わせ、説明会に参加すること。その他の奨学金については担任に相談すること。

- (1) 日本学生支援機構（貸与奨学金）

#### ① 申込資格・選考

経済的理由により修業に困難があると認められる人で、人物・健康・学力・家計の申込基準を満たしている奨学金申込者は学内選考を受ける。本学で選考された者を機構に推薦し、機構にて審査が行われ、奨学生として決定される。なお、基準を満たしていても、採用されない場合もある。



## ②申込基準

日本学生支援機構には第一種奨学金（無利子貸与）、第二種奨学金（有利子貸与）があり、それぞれに学力基準・家計基準がある。詳細については、日本学生支援機構発行の募集要項を参照のこと。

### ③貸与月額

第一種奨学金（無利子貸与）

自宅通学者 20,000 円、30,000 円、40,000 円、53,000 円から選択

自宅外通学者 20,000 円、30,000 円、40,000 円、50,000 円、60,000 円から選択

第二種奨学金（有利子貸与）

20,000 円から 120,000 円までの間で 10,000 円間隔で選択

### ④貸与期間

貸与開始の年月から、卒業の最短年月までの期間

### ⑤返還

卒業（貸与終了）の翌月から数えて7ヶ月目の月から、返還誓約書の記載に従い返還する。

## (2) 日本学生支援機構（給付奨学金）

日本学生支援機構の給付奨学金は、高等教育の修学支援新制度による支援のひとつとして、大学等の授業料等減免と併せて、支援するものです。

### ①申込基準

学業等に係る基準や家計（所得・資産）に係る基準、及びその他の要件（高等学校等卒業から入学までの期間や在留資格等に関する要件）を満たす必要があります。また、本人と生計維持者の収入や資産を確認して支援対象かどうか決まります。

### ②支給月額

世帯の所得金額に基づく区分に応じて、通学形態等により定まる金額が振り込まれます。毎月の支給額は、前年の所得金額等に基づき、毎年度 10 月に見直しされます。詳細については、日本学生支援機構発行の募集要項を参照のこと。

### ③支給期間

採用されてから正規の卒業時期

### ④返還

原則として返還義務はありません。しかし、学業成績などが基準を下回る場合、奨学金の支給を打ち切ることがあります。さらに、やむを得ない理由がなく学業成績が著しく不振の場合、学校から退学などの処分を受けた場合は、返還が必要になることがあります。

※詳細は学内の説明会に参加して確認をしてください。

## (3) レーヌ・アンティエ奨学金

創立者の精神に則った人材の育成を図るため、入学後の学業成績及び生活態度を 1 年間を通して総合的に評価し、2 回生時及び 3 回生時に、奨学金 20 万円を給付する。

## (4) 大阪信愛 125 周年記念奨学金

学業達成の熱意と能力を持ち、経済的事由により修学に困難が生じた人に、授業料半期相当額を

給付する。資格は以下の通りである。

- ① 学業達成の意欲と能力があると認められるもの。
  - ② 家計の所得状況により、学業の継続が困難と認められるもの。
- (5) 大阪信愛女学院育英奨学金
- 勉学意欲にとみ、経済的理由により就学が困難がある人に、学費が貸与される。条件は以下の通りである。
- ① 応募資格  
生活条件が急変し、学費の支弁が困難になった人
  - ② 貸与条件
    - a. 本奨学金は無利子貸与とする。
    - b. 貸与は当該年度授業料を原則とする。
  - ③ 返 還  
返済は卒業時より 1 年間据え置きとし、翌年より返済を開始し、5 年以内に完了することを原則とする。
- (6) 安悦子・安在祐奨学金
- 学業達成の熱意と能力を持ち、在学中に経済的事由により修学が困難と認められた人に給付する。

## 2. 学生ラウンジ

学生ラウンジは学生相互の親睦をはかる場所として設けられており、学生の休憩や飲食に利用することができる。

- (1) 利用に際して、各自が清潔・整頓に気をつけること。
- (2) ラウンジの資料などは自由に利用することができる。
- (3) ラウンジのコピー機(鶴見学舎ではメディアスペースにも設置)は自由に利用することができる(有料)。管理は学生部・事務室で行っている。

## 3. 食 堂

- (1) 食堂は、城東学舎講堂 1 階(学院中央)にある。
- (2) 食堂は、11 時から 13 時まで利用できる。
- (3) パン類の販売は食堂横で 9 時 30 分から行われる。

## 4. 購買部(城東学舎)

- (1) 購買部は本館 1 階にあり、主に文房具類を販売している。
- (2) 利用時間は月曜日から金曜日の 8 時から 16 時である。

## 5. ロッカー・傘立て

個人用のロッカー・傘立てが貸与される。持ち物は各自が責任をもって保管すること。

- (1) ロッカー・傘立てには必ず鍵をかけ、各自責任をもって管理する。なお、貴重品は必ず身に付け、ロッカーには収納しないこと。
- (2) 鍵を紛失した場合は、学生部・事務室に届け、再交付の手続きをすること。再交付の費用は個人負担とする。
- (3) 卒業、休学、退学等の場合は、直ちに鍵を学生部・事務室に返却すること。

## 6. 貸 傘

- (1) 希望者は学生部・事務室に申し出、借用することができる。
- (2) 借用日より3日以内に返却すること。なお、破損や返却しない場合は弁償を求められることがある。

## 7. 電 話

公衆電話は城東学舎・鶴見学舎の1階廊下に設置されている。

## 8. 物品の拾得・遺失

貴重品は各自責任をもって管理をすること。

- (1) 学内で物品を遺失または拾得した場合、学生部・事務室に直ちに届ける。
- (2) 持ち主不明の拾得物については、学生掲示板で知らせ、長期休暇前に展示をする。

# 6. 健康管理

有意義な学生生活を送るには、まず心身の健康管理が大切である。各自で食事・睡眠・運動のバランスをとるなど、日頃から健康管理を心がける必要がある。

本学では、「学校保健安全法」に基づき、集団生活を安全かつ円滑に送ることを目的として、年1回4月上旬に学生定期健康診断を実施し、疾病等の早期発見、早期治療に努めている。また、入学時に健康調査票を提出していただき緊急時の対応に備えている。

### 1. 定期健康診断・感染症対策

#### (1) 実施する項目と各検査によりわかること

- i) 内科健診・・・学校医により、呼吸音や心音の異常確認、視診による皮膚疾患の異常確認、触診による甲状腺やリンパ腺の異常確認、会話法による聴力確認等を行う。
- ii) 間接胸部X線検査・・・胸部の肺や気管支、心臓の形や大きさの異常確認を行う。
- iii) 視力測定・・・視力を測定し、近視、遠視などの確認を行う。
- iv) 身長・体重測定・・・肥満や低体重の確認を行う。
- v) 検尿・・・尿中の蛋白・潜血・糖の検査の確認を行う。

#### (2) 結果について

異常が認められた学生には、外部医療機関での精密検査受診を勧め、事後の保健指導を行う。

#### (3) 受診しなかった場合

全員受診を原則とするが、やむを得ず受診できない場合は、すみやかに本学所定の健康診断証明書」を学生部・事務室で受け取り、外部の医療機関を自費で受診する。本学所定の「健康診断証明書」に証明を受け、期日までに学生部・事務室に提出する。

なお、健康診断書の様式は本学のホームページ「在学生の方へ」からダウンロードできる。

- (4) 本学では、各実習に備え感染症の抗体保有確認を行い、抗体が不足している場合はワクチンの接種を推奨している。

### 2. 健康保健センター

健康保健センターは学生並びに教職員の健康の保持・増進を目的とする。

- (1) 本学院では、学院本館 1 階に健康保健センターを設置している。
- (2) 城東学舎では主に学院本館 1 階の健康保健センター、鶴見学舎では 1 階保健室を利用する。ただし、緊急な場合はその限りではない。
- (3) 障がいについての相談や支援を必要とする場合は、本学院 L ルームと連携して対応する。
- (4) 外傷や体調不良等の応急処置、並びに専門医への手配を行う。ただし、一般用医薬品の内服薬は取り扱わない。
- (5) 利用時間は 8 時 15 分から 17 時である。
- (6) 利用者は事後の処置があるので、学生部・事務室及び担任まで届け出ること。

### 3. 学生保険（日本国際教育支援協会）

#### I. 学生教育研究災害傷害保険（学研災）通学特約あり

- (1) 在籍する大学の国内外における教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体の傷害を被った場合に保険金が支払われる。また、住居と学校施設等との間の往復中又は学校施設等相互間の移動中に発生した事故によって身体に傷害を被った場合に保険金が支払われる。

※「病気」はこの保険の対象とならない。なお、補償充実のため、任意保険を案内している。

- (2) 教育研究活動中とは、次の通りである。

1. 正課中
2. 学校行事に参加している間
3. 1 あるいは 2 以外で学校施設内にいる間
4. 学校施設外で大学に届け出た課外活動（クラブ活動）中

#### II. 学研災付帯賠償責任保険

日本国内外において学生が、正課、学校行事中、課外活動又はその往復において、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したりすることにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について、保険金が支払われる。

#### III. 接触感染予防保険金支払特約（看護学科のみ）

臨床実習の目的で使用される施設内で、感染症の病原体に予期せず接触し、その原因となる事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内にその接触感染に対する感染症予防措置を受けた場合に保険金が支払われる。

上記 I 及び II の保険は、本学学生が全員加入し、III は看護学科の学生全員が加入している。事故に際しては、直ちに、学生部・事務室及び担任に届け出ること。

※詳細は、入学時に配布される「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」を参照のこと。

## 7. 諸手続一覧（証明書、届、願い書等）

### 1. 事務等取扱時間

月曜日～金曜日 8：40～17：00

土曜日（第2土曜日を除く） 9：00～14：00

※春期・夏期・冬期休業中の事務取り扱いは別途定める。

※鶴見学舎では全て事務室（教務部、学生部、就職部）で取り扱う。

### 2. 書類の提出先あるいは取扱部署

#### ▼全学生が提出を要するもの

提出書類	手続き方法	提出先
高等学校卒業証明書またはそれに代わるもの	入学時に提出する。卒業証明書のコピーは不可。	教務部
誓約書	入学式当日に提出する。	
保証書	入学時に保証人連記の上、提出する。	
学生個人カード	入学時に提出する。 記載事項に変更があれば、その都度届け出る。	教務部
個人情報についての同意書	入学式当日に提出する。	
健康調査票	入学時に提出する。 記載事項に変更があれば、その都度届け出る。	
		健康保健センター

#### ▼学生証

書類	手続き方法	取扱部署
学生証	入学時に交付する。卒業・退学時には必ず返還する。 再発行の場合、所定の用紙に「写真」を添えて提出する。	教務部

#### ▼学生生活に関する届、願

各種届・願	手続き方法	取扱部署
入室許可願	36頁参照。	教務部
欠席届（願）	(1) 当日電話連絡する。 (2) 手続きに関しては35頁及び65頁参照	
公欠願	必要書類を添付して教務部に提出する。35頁参照。	
教室使用願	使用する2日前までに所定用紙にて提出する。	
身上異動届	所定の用紙にて担任に提出する。	
課外活動願	所定の用紙にて顧問に提出する。	
その他	「自転車通学許可願」等書面にて担任に提出する。	学生部
奨学金	58頁～60頁参照	

#### ▼証明書に関するもの

受取・取扱時間 午前申込→翌日 14：20 以降（受け取りは窓口のみ）

午後申込→翌々日以降（受け取りは窓口のみ）

（第2土曜日を含む場合は半日遅れる）

申込方法：① 所定の申込用紙に必要事項を記入の上、提出すること。

② 就職等で必要な書類（証明書）については、就職部で検印を受けること。

証 明 書 類	手数料	取扱部署
在 学 証 明 書	200 円	教務部
在 籍 証 明 書		
卒 業 証 明 書		
卒 業 見 込 証 明 書		
成 績 証 明 書		
単 位 修 得 証 明 書		
単 位 修 得 見 込 証 明 書		
免 許 状 修 得 見 込 証 明 書		
保 育 士 資 格 取 得 見 込 証 名 書		
社 会 福 祉 主 事 任 用 資 格 取 得 見 込 証 明 書		
推 薦 書		
健 康 診 断 書		
抗 体 価 検 査 等 の 結 果 報 告 書		
学 力 に 関 す る 証 明 書 保 育 士 試 験 免 除 科 目 証 明 書	300 円	教務部
英 文 書 類	500 円	
学 生 証 ( 再 発 行 ) ※変更による再発行の場合は、1回に限り 手数料200円とする。		無 料
通 学 証 明 書		
学 生 運 賃 割 引 証 ( 学 割 証 )		

▼学業・成績に関する届・願

	取扱部署	注意事項
休学願	学科長	2ヶ月以上就学できないときに願い出る。 病気の場合は医師の診断書を添える。 保護者捺印の上、願い出る。
退学願		所定の用紙に保護者捺印の上、願い出る。
復学願		所定の用紙に保護者捺印の上、願い出る。
追試験受験願	教務部	指定の期日に所定の用紙捺印の上、提出する。 1科目につき 1,000円
再試験受験願		指定の期日に所定の用紙捺印の上、提出する。 1科目につき 1,000円

3. 欠席届（願）について

(1) 病気等による欠席

- ① 教務部で所定の用紙を受取り、必要事項を記入し、本人及び保護者の署名・捺印する。
- ② 用紙を担当に提出する。

(2) 教育・保育実習に関連する事由による欠席

- ① 教務部で所定の用紙を受取り、必要事項を記入し、本人及び保護者の署名・捺印する。
- ② 用紙に実習委員の検印を受ける。
- ③ 担任、教科・担当教員に用紙を提出する。

(3) 看護学科臨地実習に関する事由による欠席

- ① 教務部で所定の用紙を受け取り、必要事項を記入し、本人及び保護者の署名・捺印をする。
- ② 病気による欠席の場合は、診断書を添えて実習担当、担任に届け出る。

(4) 就職活動に関連する事由による欠席

就職部で所定の用紙を受取り、必要事項を記入・捺印し、就職部に提出する。

## 8. 図書館利用について

1. 図書館の利用

本学図書館を利用することの出来る者は次のとおり

- (1) 本学院教職員
- (2) 本学院学生
- (3) 図書館長が認めた者

2. 開館時間

月～金曜日 8：10～17：30

土曜日 8：10～15：00

### 3. 定期休館日

定期休館日は次の通り

- (1) 学院休日(但し、休暇中は別にその都度定める)
- (2) 館内整理日(その都度事前に掲示する)
- (3) 第2土曜日

### 4. 館内閲覧

- (1) 閲覧室に配架された図書(開架式)は自由に閲覧することができる。
- (2) 「禁帯出」の図書は館内で閲覧する。

### 5. 館外帯出

- (1) 各自の学生証を本に添えて、2階カウンターの係を経て借用する。
- (2) 貸出数と期間

		貸出数	
		子ども教育 (合計)	看護 (合計)
図書	期 間		
	CD・カセット・雑誌		
14日	7日	20	10

- (3) 返却の時は、返却する本を2階カウンターに提出する。
- (4) 貸出図書は予約がない限り継続することができる。
- (5) 貸出図書を紛失・破損した場合は、原則として弁償する。

### 6. 視聴覚資料・機器の利用

視聴覚資料・機器は所定の手続きにより利用することができる。

※PCの貸し出しも行っています。

### 7. 共同研究室の利用

共同研究室はグループ研究等のため所定の手続きにより利用することができる。

### 8. 文献複写

館内資料に限り依頼できる。

### 9. 参考業務

- |                  |           |
|------------------|-----------|
| (1) 文献調査、資料利用指導  | } を依頼できる。 |
| (2) 他館への紹介       |           |
| (3) 他館への文献複写申し込み |           |

### 10. その他の留意事項

- (1) 原則としてノート及び筆記用具のみ持ち込みとする。その他の持ち物は、1階ロッカーに納める。
- (2) 館内では静粛にする。
- (3) 館内での食事は禁止する。
- (4) 他人の学生証の利用や本の又貸しは許されない。



(5) 公共物に対するエチケットを心得て、本や備品の取扱いに留意する。

#### 11. 鶴見学舎メディアスペース

鶴見学舎開館中は何時でも利用できる。

(但し、資料貸出は月曜日～金曜日 8:30～17:45 土曜日 9:00～14:00)

## 9. 情報メディア教室・メディアスペース・ネットコーナーの利用について

### 1. 利用目的

情報メディア教室・メディアスペース・ネットコーナーの利用目的は、以下のものとする。

- (1) 情報メディア教室で開講される講義、演習、講習会等の受講
- (2) 演習課題、課題レポート作成など本学の教育課程にもとづく教育目的の利用
- (3) 自主的な学習
- (4) その他、情報教育研究センターが利用を認めたもの

### 2. 情報メディア施設を利用出来る者

本学の学生は、情報メディア教室、メディアスペースおよびネットコーナーに設置されたコンピュータを利用することができる。本学の学生には、ユーザーID、パスワード、電子メールのアカウントが与えられる。原則として、本学の学生以外の者に情報メディア教室等の設備を使用させることを禁止する（他人にコンピュータやネットワークを使用させることや、ファイル格納領域などの情報メディア資源を他人に使わせることも含まれる）。また、本人以外アカウントを使って電子メールを使用することも禁止する。

### 3. 情報メディア施設の利用時間

情報メディア教室、メディアスペース、ネットコーナーでのコンピュータの利用可能時間は学舎開館時間と同じとする。但し、ノート型コンピュータの使用時間は、下記のとおりとする。

月曜日～金曜日 8:30～18:00

土曜日 9:00～14:00

### 4. 情報メディア施設の休業予定時期

情報メディア施設の休業予定は学舎閉鎖期間と同じとする。

### 5. 情報メディア教室、メディアスペース、ネットコーナーの利用規則

- (1) 情報メディア教室、メディアスペース、ネットコーナーは、飲食物の持ち込みを**原則禁止**とする。
- (2) 火災等での非難時は除き、利用時間内にドアや非常口の施錠／解錠は行わない。

### 6. 留意事項

ネットワークの利用において、利用者が取り扱う情報内容については、本学は基本的には関知せず、利用者が良識を持って判断し、その責任を負わなければならない。

### 7. 禁止事項

以下の禁止事項を行った場合には、警告、一部または全面的な利用停止、および、懲戒（訓告、停学、退学）、を行うことがある。また、不正利用の発生とその対処について、利用者の氏名を含め公表するこ

とがある。

(1) 授業妨害

当該施設で演習や講義がおこなわれている場合は、受講生以外はその部屋のコンピュータを使用することはできない。講義が始まる前にはすみやかに退室する。ただし、担当教員の裁量で、受講生以外でも自習使用が許されることがある。

(2) システム運用妨害

物的な加害の有無に限らず、当該施設の運用妨害となる行為は禁止する。

(3) 組織への侵入

当該施設内外を問わず、無限度でのコンピュータの使用は行わない。ただし、公開 WWW サーバからの WWW での情報の取得など、公共に無償公開しているサービスを利用する場合はこの限りではない。

(4) 不正予備行為、不正教唆

不正行為の準備とみなされる行為、および、不正行為を行うように他人をそそのかす行為もまた不正行為とする。

(5) 情報メディア資源の過剰な利用

上記のいずれにも抵触しない場合においても、情報メディア施設の運営に悪影響を与えたり、他の利用者に迷惑をかけるような過剰な利用は不正利用とする。

(6) 人権、プライバシー、知的所有権の侵害

掲示板など公的な場所で学内から意見を表明するときは、関与者の人権やプライバシーを尊重すると共に、知的所有権（著作権、商標権、特許権など）に配慮する。

(7) 保管領域の私物化

情報メディア施設では、各利用者にある一定のファイル格納領域を割り当て、その管理を委任することがある。しかし、ファイル格納領域は、利用者の私有物ではない。

(8) 商業目的の利用

コンピュータやネットワークを本来の目的以外に使ってはならず、特に商業目的に使用しない。

## 8. 利用にあたっての注意事項

当該施設を快適に利用するために、特に下記の点に注意する。

(1) コンピュータを使用後は、正しい手順で電源を切る。

(2) 情報メディア教室、メディアスペース、ネットコーナーが混んでいる時には、課題や宿題を行う人を優先する。

(3) 席とり行為はしない。

(4) 電子メールの利用時は次のことを守る。

① 品位に欠けるメッセージの発信などは謹む。

② 第三者のプライバシーや知的所有権を十分尊重する。

③ 不必要な相手への送信、不必要なファイルの添付、大きなサイズのメール送信は避ける。

④ チェーンメールに協力することがないように注意する。

⑤ 添付ファイルにウィルスが内在する可能性を考慮する。

⑥ ねずみ講やマルチ商法などに荷担しない。

(5) Web アクセス時には次のことを守る。

- ① 出所が不明なファイルや内容に確証がもてないファイルをダウンロードしない。
- ② 大きなサイズのファイルをダウンロードするときは、他の利用者への影響を考慮する。
- (6) 個人やグループごとに Web ページの公開を認められた時には次のことを守る。
  - ① 内容に関しては個人が責任を負う。
  - ② 公開サーバでは公序良俗に反する情報を発信しない。
  - ③ 関与者の人権やプライバシー、他人の知的財産などを十分考慮する。
- (7) プリンタを利用する時には、できるだけ資源節約を考慮して、次のことを守る。
  - ① プリント用紙は利用者が準備する。
  - ② 学習に関係のないプリントアウトはしない。
  - ③ 印刷前に「印刷プレビュー」で出力イメージを確認してから出力する。
  - ④ 正しく出力されない場合は、再度出力を行う前に用紙切れや故障がおこっていないかどうかを確認する。
  - ⑤ プリンタが故障した場合などは、教員または事務職員に連絡する。
- (8) コンピュータウイルスについて
  - ① ウイルスの発見・感染時または兆候を感じた場合は、教員または事務職員に連絡する。
  - ② 外部から持ち込んだ記憶メディア（USB メモリー、CD/DVD メディア類）およびダウンロードファイルはウイルス検査後に使用する。
- (9) ノート型コンピュータの貸し出しについて
  - ① ノート型コンピュータを借りる者は、鶴見学舎事務室に申し出て貸し出しカードに記入する。
  - ② ノート型コンピュータの借用は情報メディア施設の利用時間内とする。
  - ③ ノート型コンピュータは、利用者が責任をもって返却する。
  - ④ 破損や紛失については、その代償を求めることがある。
  - ⑤ ノート型コンピュータを鶴見学舎外へ持ち出すことは原則として認めない。

## 10. ソーシャルメディア利用にあたってのガイドライン

ソーシャルメディア（Line・Twitter・Instagram・Facebook・YouTube・ブログ等）は、手軽に投稿でき、相手からコメントも受けられる双方向性をともなった、私たちの生活を便利で楽しく豊かにするものです。効果的な情報伝達または情報交換手段として、今後もますます利用拡大することが予想されます。

一方で使い方がよくないと危険で不快なものとなります。匿名性（ただし、しかるべき手続きをとれば発信者はわかる）、一方的な記述が可能であること、投稿の簡便さのため不正確な情報や不用意な記述、知識不足による不適切な操作等によって意図しない問題を引き起こす危険性があります。法令違反があればもちろん刑事罰に問われたり、損害賠償を求められたりすることもあります。このような場合、学内の規定に反する行為の場合も含めて、退学等も含めた懲戒処分の対象となります。

利用にあたっては、どうすれば問題なく利用できるのか、どんなことに配慮して投稿すればよいのかということを常に考えることが大切です。

◆投稿する前に下記のことを考えてみて下さい。

1. **基本的な人権・知的財産権（著作権・商標権等）に関して十分留意し、法令を守っているか。**
  - ① 倫理に反した内容、誹謗中傷・嫌がらせに該当する内容ではないか。
  - ② 他人のプライバシーに関する内容（映像も含む）は本人の了解を得ているか。
  - ③ 犯罪に抵触する内容(名誉棄損・脅迫・侮辱)等、公序良俗に反する内容ではないか。
  - ④ 人種・民族・身体・病気・性・宗教・思想信条等に関する差別的な内容ではないか。
  
2. **守秘義務・機密情報の取扱いとして適切か。**
  - ① 授業・演習・実習等で知りえた守秘義務のある情報ではないか。
  - ② 関係者・関係団体との信頼関係にかかわる内容ではないか。
  - ③ 個人情報の漏洩につながる内容ではないか。
  - ④ 許可を得ている場合は、許可された範囲内かを確認したか。
  
3. **情報流出の危険性への配慮はできているか。**
  - ① 利用しているSNSのアプリの特徴を知り、操作に十分なれているか。
  - ② IDとパスワードの管理を慎重に（複数のSNSで同じものを使わない）しているか。
  - ③ 公開範囲の設定は適切か。
  - ④ 写真を投稿するときは位置情報の危険性を考えているか。
  - ⑤ 不審なアプリやリンクのクリック、見知らぬ人からの交流申請は慎重にしているか。
  
4. **自分自身のプライバシー保護は大丈夫か。**
  - ① ネットワーク上への発信は、投稿を削除しても第三者において保存され、将来にわたり利用される恐れもある。一度投稿したものは実際には決して削除することはできないこと理解しているか。
  - ② Web 上に投稿したことが将来、自身を困らせる恐れのある内容ではないか。例えば、就職活動において、雇用者が雇用希望者をWeb で検索することもあることを知っているか。
  - ③ 個人情報以外にも行動履歴等から個人を特定される場合もあることを知っているか。
  - ④ 友だちに宛てて投稿したつもりでも、それ以外の人に関連される恐れはないか。
  - ⑤ 一枚の写真、一つのつぶやきは取るに足らない小さな情報かもしれない。しかしそれらが数十、終百、あるいはいくつか組み合わせられれば、あなた自身やあなたの所属している集団や組織を詳しく知ることができる情報となることを理解できているか。
  
5. **不正確な情報・虚偽の情報ではないか。**
  - ① 発信する前に、その発信内容の質や真偽をよく吟味したか。
  - ② 興味本位やその場の雰囲気によって発信しようとしていないか。

6. 本学の一員としての自覚と、常に良識ある投稿をしようとしているか。

- ① ソーシャルメディア上で、本学の学生であることを公開・公表している場合、本学以外の人には本学を代表したイメージで受け取られる可能性がある。この点を十分に認識し自覚したうえで、本学の一員として恥じない行動にできるように気をつけているか。
- ② 投稿が個人としての場合は、学校としての正式な発言・見解・回答では無いことを示しているか。

◎ ガイドラインで示したことをより深く理解するために、SNS利用との関連で下記の法的事項を各自で調べてみて下さい。

- ① プライバシー権
- ② 肖像権
- ③ パブリシティー権
- ④ 著作権
- ⑤ 施設管理権
- ⑥ 所有権
- ⑦ 名誉毀損罪
- ⑧ 侮辱罪
- ⑨ 脅迫罪
- ⑩ 秘密漏示罪
- ⑪ 不正アクセス禁止法

※ トラブルが起こり、自分で解決が困難と思われる場合、すみやかに学生部に相談して下さい。

# カトリック教育

# カトリック教育

よい行いをする人は、たとえ神を知らなくとも、神の心になんかっている。また、そのことに気付くと否とにかかわらず、わたくしたちは神のなかに生き、動き、存在している。しかし、それを知るのはよいことだ。世界平和や人類文化の根底にも真理が働いている。それが神である。

神は愛である。神はまぐさおけに眠る子をも、死刑にうめく人をも、自分であるとおもう。そして神はそこまでくだってくる。また愛はすべてである。西洋人も東洋人もわたくしたちも、同じ神のまなざしの下で生きている。天にあるもの、地にあるもの、ことごとくひとつの愛のなかに喜び生きることが神のご計画である。神のひとり子を中心にして、創造が継続され、すべての人は、進化、変容の過程を経て、時来れば知に輝き、愛に映え、復活した霊的肉体の栄光にまで実るようにと召されている。そしてこの実りは神の栄光となる。

この世界観の中心であるキリストを知ることは、すなわち神を知ることであり、また自分自身を知ることである。わたくしたちはキリストを知ることなしには、自分すら知ることができない。

このような確信のもとに、本学においてはキリストのことが教えられる。

## 1. 祈り

つねひごろ使っている言葉のなかに、美しい言葉がある。「こんにちは」「ありがとう」「ごめんなさい」「どうぞ」など。そしてこれらの言葉が美しい心からでてくるとき、言っている人も、きよらかな泉で水を汲むようなやすらぎを感じる。

神が父であるならば、家庭のなかでふだん使う言葉で信頼してお話しすればよいと思う。たとえば、「こんにちは」「ありがとう」「ごめんなさい」「おねがいします」というように。

『祈っていると神さまが見えます。神さまが見えると人を大切にします。』

(マザー・テレサのことば)

祈りの習慣をつけること、これは大学生生活の最大の実りである。

「主の祈り」は、キリストが弟子に教えてくださった祈り、  
「アヴェ・マリアの祈り」は、マリアへのお告げのところからくみとられ、  
「栄唱」は、三位一体の神を賛美する言葉である。

### 十字架のしるしについて

十字架は、キリストが人類に示された、限りない神の愛の象徴である。祈りの始めと終わりには、いつも次の言葉をとなえながら、十字架のしるしをするならわしになっている。

“父と子と聖霊のみ名によって。アーメン”

### 主の祈り

天におられるわたしたちの父よ、み名が聖とされますように。

み国が来ますように。

みこころが天に行われるとおりに地にも行われますように。

わたしたちの日ごとの糧を今日もお与えください。

わたしたちの罪をおゆるしてください。

わたしたちも人をゆるします。

わたしたちを誘惑におちいらせず、悪からお救いください。

アーメン。

### アヴェ・マリアの祈り

アヴェ、マリア、恵みに満ちた方、主はあなたとともにおられます。

あなたは女のうちに祝福され、ご胎内の御子イエスも祝福されています。

神の母聖マリア、わたしたち罪びとのために、今も、死を迎える時も、お祈りください。

アーメン。

### 栄 唱

栄光は父と子と聖霊に。初めのように今もいつも世々に。アーメン。

### 平和を求める祈り

神よ、  
あなたの平和のために、  
わたしを役立たせてください。  
憎しみのあるところに、愛を  
争いのあるところに、和解を  
分裂のあるところに、一致を  
疑いのあるところに、信頼を  
誤りのあるところに、真理を  
絶望のあるところに、希望を  
悲しみのあるところに、喜びを  
くらやみのあるところに、光を

もたらすことができますように。  
神よ、  
慰められることよりも、慰めることを  
理解させることよりも、理解することを  
愛されることよりも、愛することを  
いつも、求めることができますように。  
それは、  
与えることによって、与えられ  
ゆるすことによって、ゆるされ  
自己を捧げつくすことによって、  
永遠の生命によみがえるからです。

— アシジの聖フランシスコ —

## 2. 宗 教 行 事

### ミ サ

ミサとは、神の御子イエス・キリストが、わたしたちを愛し、わたしたちのために生命を捧げられた「十字架の死」と「復活」を記念する感謝の祭儀であり、カトリックで一番大切な儀式である。このミサの中でわたしたちは、神のことばに耳を傾け、その恵みを感謝し、神への賛美を捧げる。

### ことばの祭儀

ことばの祭儀とは、聖書朗読を通して語られる神のことばを聞き、イエス・キリストによって完成された救いの出来事を思い起こし、神に賛美と感謝をささげる「礼拝集会」である。



## 年間宗教行事

月	礼拝の形式	礼拝の内容
5月	ことばの祭儀 —聖母をたたえて—	カトリック教会では、5月を神の母マリアに捧げ、聖母月と呼んでいる。キリストの救いのみわざに協力された聖母マリアを賛美し、その保護を求める。
7月	ミ　　サ —前期の恵み を感謝して—	前期期間中、学生生活の中でいろいろな形を通していただいた神の恵みを感謝し、短大生としての自覚と学業の充実のために神の助けを求めて、祈りを捧げる。
11月	ことばの祭儀 —追悼式—	11月は、死者の月と呼ばれている。本学院にかかわりのある故人の生前を偲び、その功績をたたえ、冥福を祈る。
12月	ミ　　サ —クリスマス祭—	人類の救い主である神の子イエス・キリストの誕生を祝い、キリストの愛に倣って貧しい人、苦しんでいる人々に心をよせ、すべての国の人々の上に平和が実現されることを祈る。
1月	ことばの祭儀 —成人式—	成人式を迎える2回生の上に神の祝福を願い、成人としての自覚を深め、社会人としての責任をよりよく果していくことができるよう、恵みを祈り求める。
3月	ミ　　サ —卒業の感謝—	学舎を巣立って行く卒業生と共に、在学中にいただいた神の恵みを感謝し、その前途に神の豊かな祝福を願う。

## 3. 聖 堂

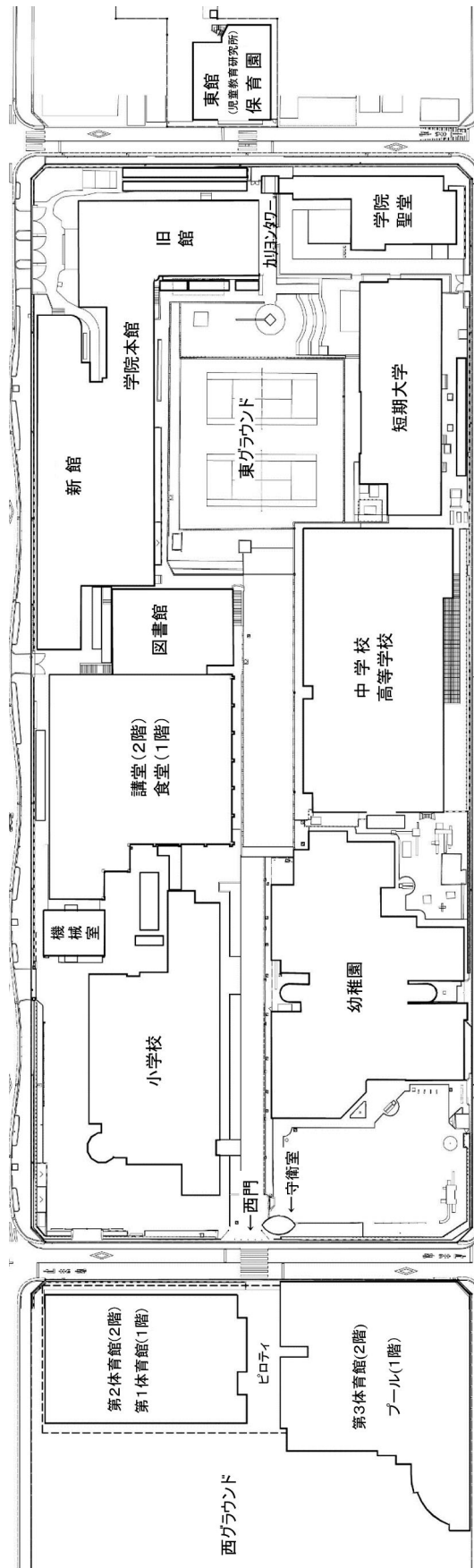
聖堂は祈りの場所である。楽しいとき、苦しいとき、悩んでいるとき、聖堂に行こう。あなたのことを本当にわかってくださるかた、キリストが、そこにおられる。ひとり静かに祈るひととき……そのようなときを見つけるようにしましょう。

そこで、神と人とを大切にす光と力が与えられ、喜びと慰めに満たされて、学生生活を心豊かなものにするができるであろう。

# 学院配置图

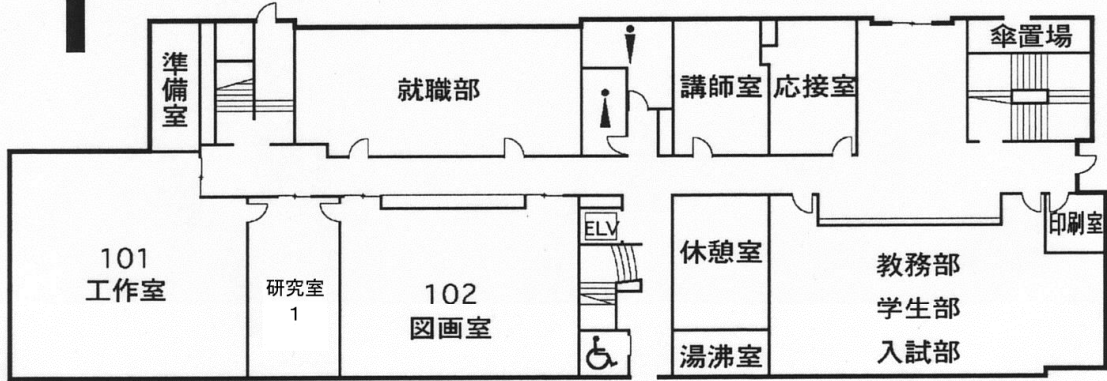
# 短期大学 配置図

## 1. 大阪信愛学院配置図

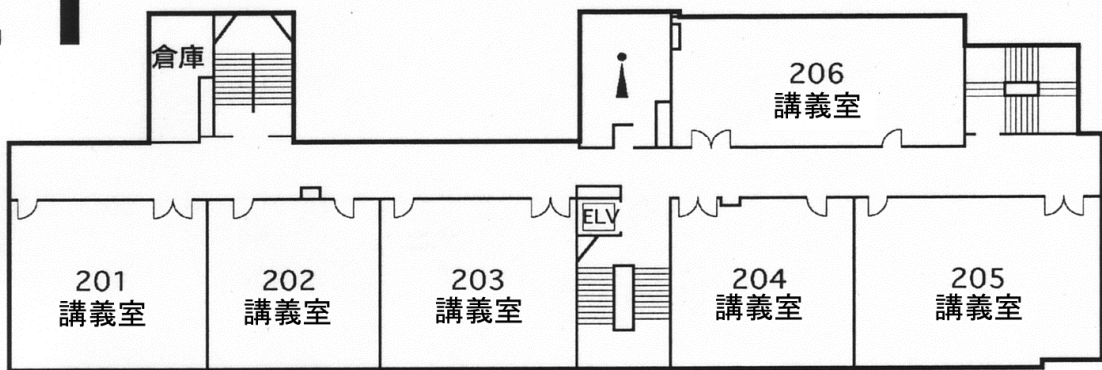


## 2. 城東学舎

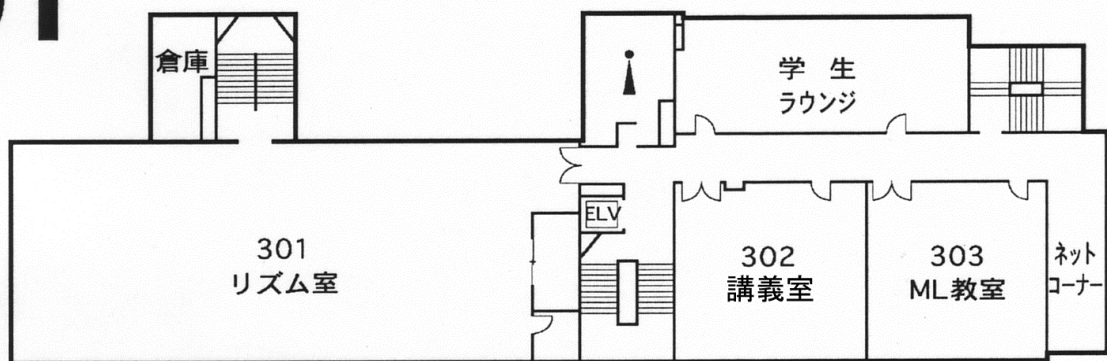
# 1F



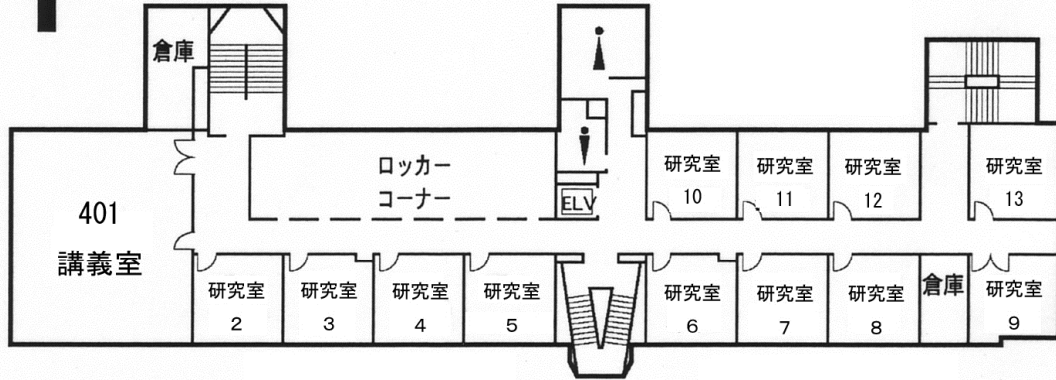
# 2F



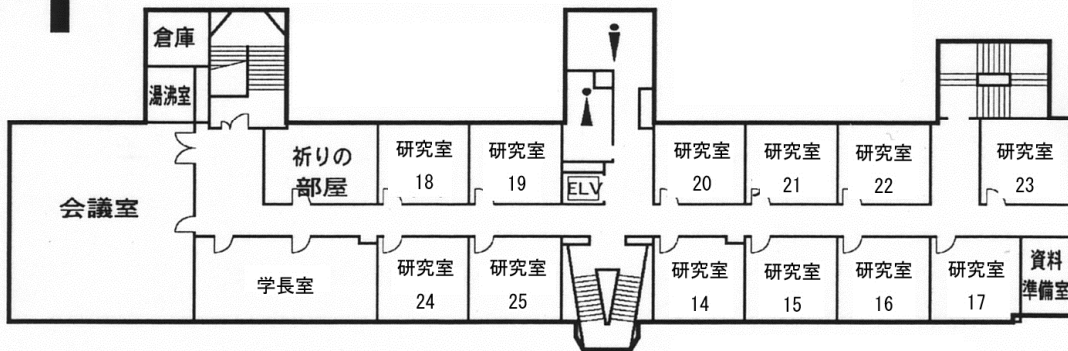
# 3F



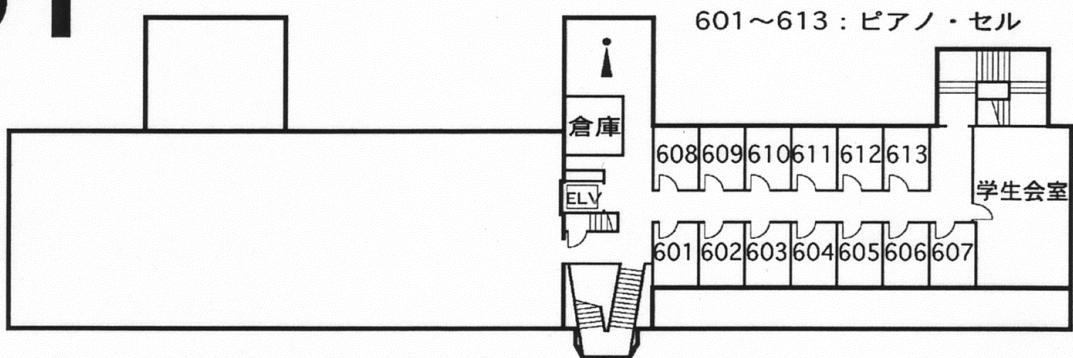
# 4F



# 5F

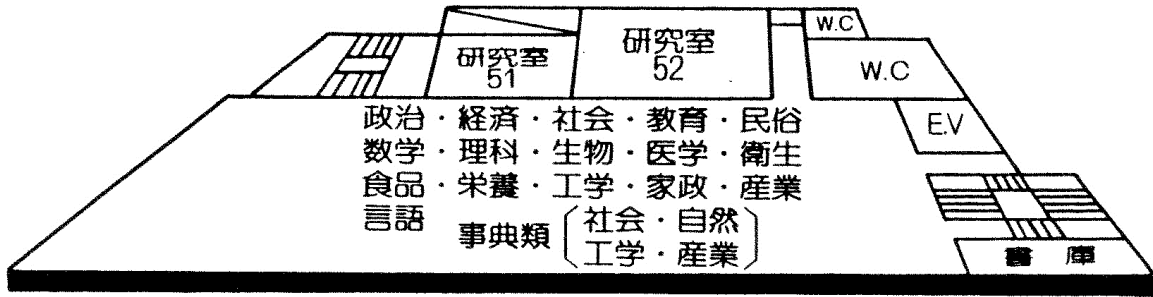


# 6F

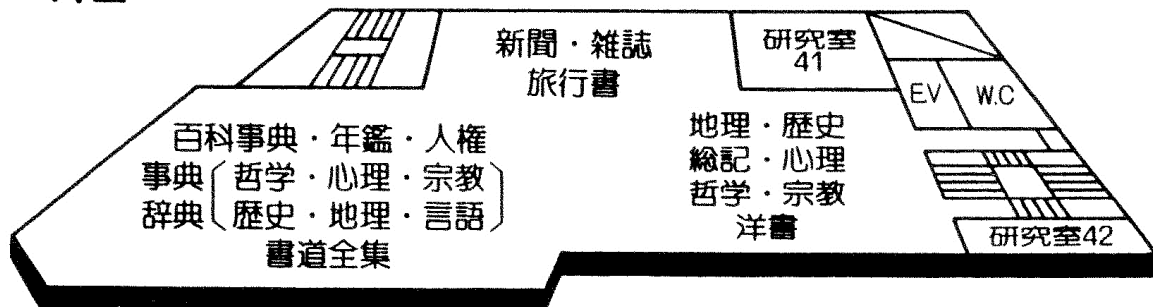


### 3. 図書館案内図

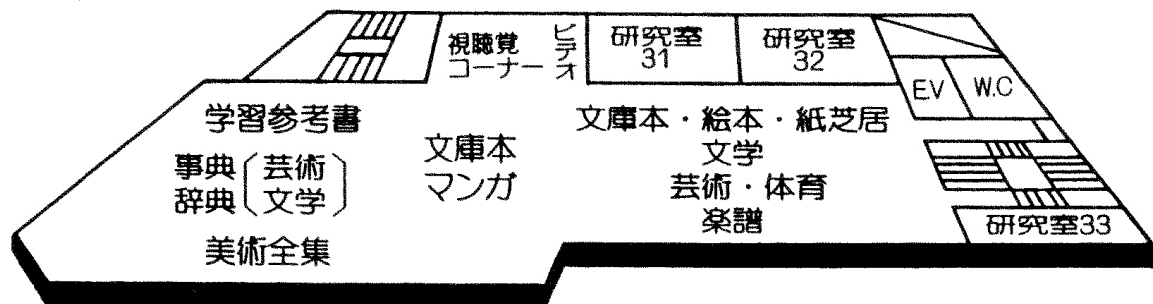
#### 5階



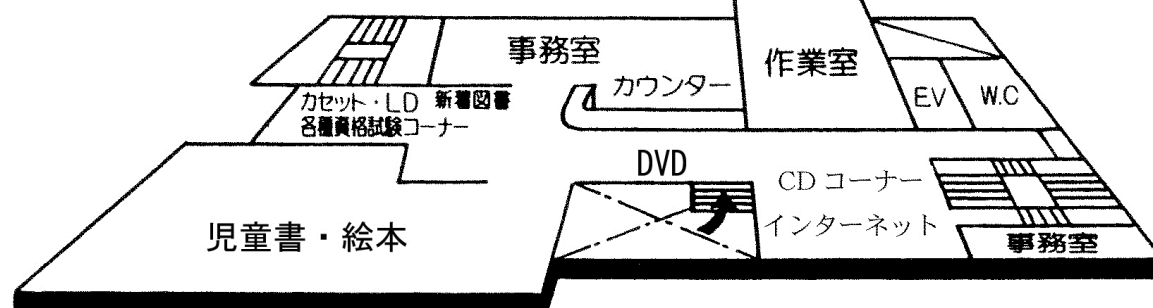
#### 4階



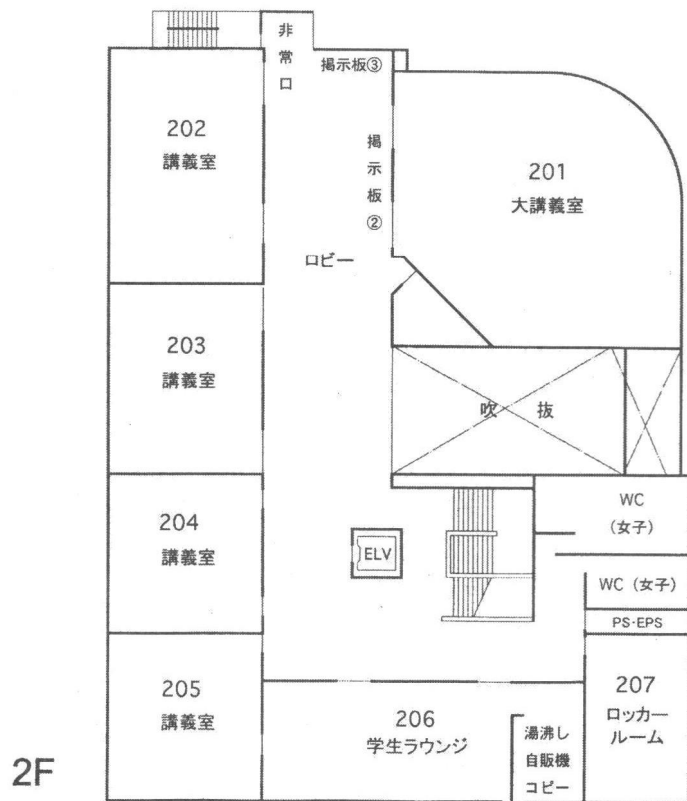
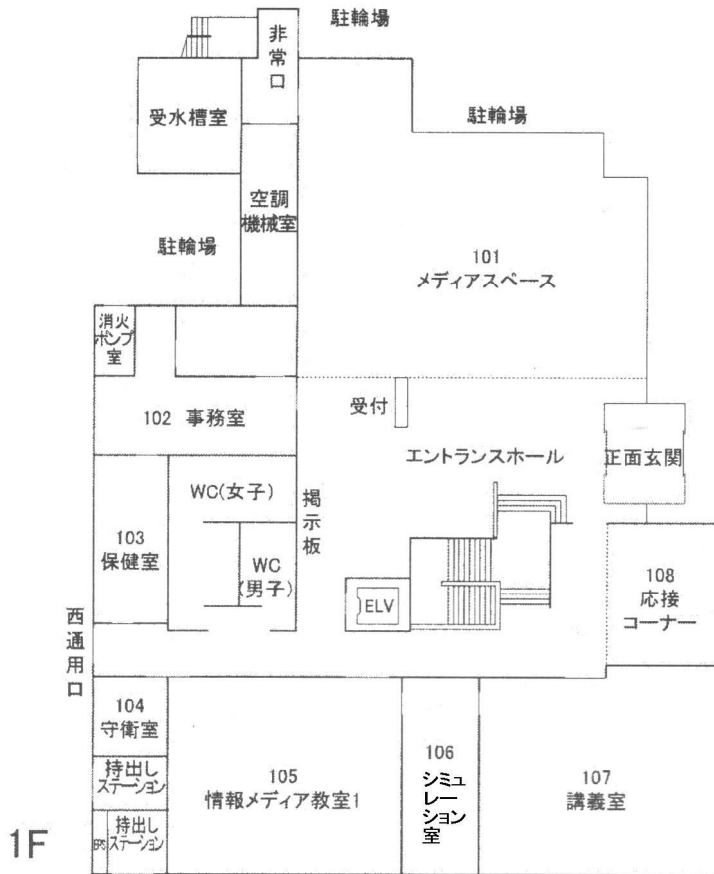
#### 3階



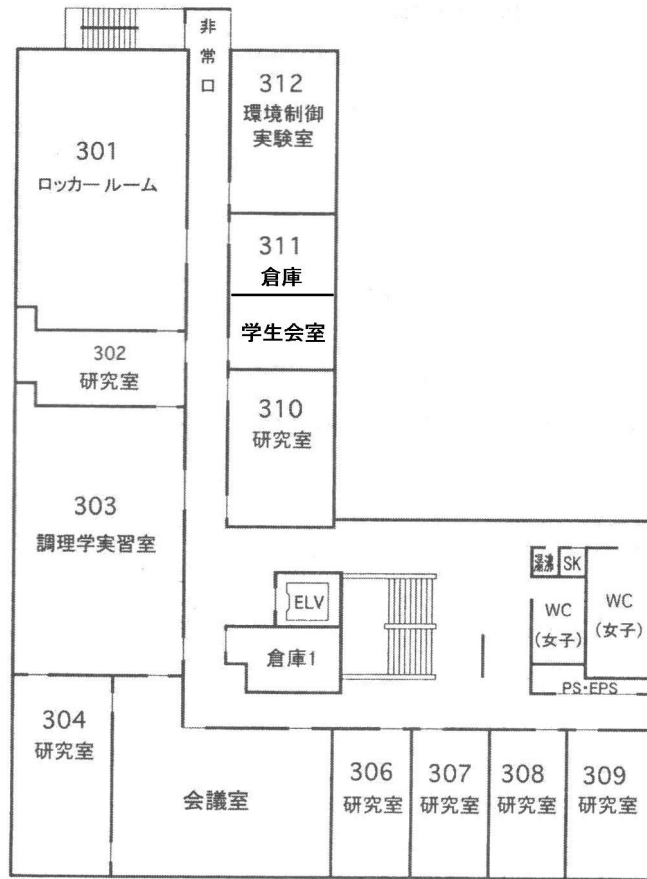
#### 2階



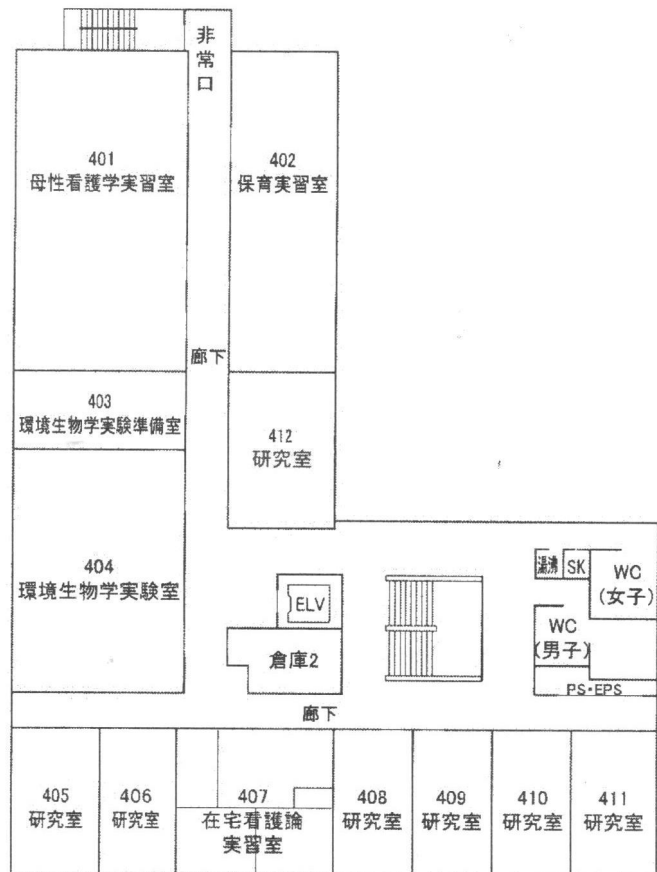
## 4. 鶴見学舎



3F



4F





5F

